

平成27年第5回平群町議会  
定例会会議録（第3号）

招 集 年 月 日	平成27年12月16日	
招 集 の 場 所	平群町議会議場	
開 会 （ 開 議 ）	12月16日午前9時0分宣告（第3日）	
出 席 議 員	1 番 山 本 隆 史                      2 番 城 内 敏 之 3 番 井 戸 太 郎                      4 番 森 田 勝 5 番 稲 月 敏 子                      6 番 植 田 い ず み 7 番 山 口 昌 亮                      8 番 山 田 仁 樹 9 番 高 幣 幸 生                      10 番 窪 和 子 11 番 下 中 一 郎                      12 番 馬 本 隆 夫	
欠 席 議 員	な し	
地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名	町 長                                      岩 崎 万 勉 副 町 長                                  中 島 伊 三 郎 教 育 長                                  岡 弘 明 会 計 管 理 者                              瓜 生 浩 章 理事(政策推進課長)                      大 浦 孝 夫 理事(総務防災課長)                      経 堂 裕 士 理事(都市建設課長)                      植 田 充 彦 理事(教育委員会総務課長)              西 本 勉 理事(上下水道課長)                      島 野 千 洋 税 務 課 長                                西 脇 洋 貴 住 民 生 活 課 長                           上 田 武 司 健 康 保 険 課 長                           辰 巳 育 弘 福 祉 課 長                                塚 本 敏 孝 観 光 産 業 課 長                           寺 口 嘉 彦 政 策 推 進 課 参 事                        巳 波 規 秀 総 務 防 災 課 参 事                        橋 本 雅 至 住 民 生 活 課 参 事                        北 樋 口 政 弘 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事                村 社 仁 史 教 育 委 員 会 総 務 課 参 事                松 村 嘉 容 総 務 防 災 課 主 幹                        川 西 貴 通	

<p>地方自治法第121条 第1項の規定により 説明のため出席 した者の職氏名</p>	<p>住民生活課主幹 都市建設課主幹 都市建設課主幹 教育委員会総課主幹</p>	<p>中 村 九 啓 浦 井 久 嘉 竹 吉 一 人 乾 充 喜</p>
<p>本会議に職務の ため出席した者 の職氏名</p>	<p>議会事務局長 主 幹 主 任</p>	<p>上 田 昌 弘 田 中 裕 美 竹 村 恵</p>
<p>議 事 日 程</p>	<p>議長は、議事日程を別紙のとおり報告した。</p>	

平成 2 7 年 第 5 回 ( 1 2 月 )  
平群町議会定例会議事日程 ( 第 3 号 )

平成 2 7 年 1 2 月 1 6 日 ( 水 )  
午 前 9 時 開 議

日程第 1           一 般 質 問

## 一 般 質 問 発 言 順 序

発言順序	議席番号	氏 名	質 問 要 旨
7	1 番	山本 隆史	1 高齢者運転免許自主返納支援制度について
8	5 番	稲月 敏子	1 平群町の若者を戦場に送らないために 2 コーナン予定地が長期にわたって荒地となって放置されている状態について 3 伝統行事の継承について
9	8 番	山田 仁樹	1 町道川原路線の道路拡幅について 2 文化センター構想に伴う平群町の人権交流センター及び人権施策と人権教育の考え方について
10	9 番	高幣 幸生	1 駅前出張所より文化センタ優先にしませんか 2 太陽光発電設置工事に対して、一般家庭に対して補助金支給を
11	7 番	山口 昌亮	1 廃棄物の減量と資源化率向上のために 2 奈良県市町村総合事務組合の運営の透明性の確保を

再 開 (午前 9時00分)

○議 長

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、これより平成27年平群町議会第5回定例会を再開いたします。

これより本日の会議を開きます。

(ブー)

○議 長

本日の議事日程はお手元に配付しております議事日程表のとおりであります。日程第1 一般質問を行います。

一般質問は11名の議員から提出されており、昨日に6名の議員による一般質問が終わっております。本日は5名の議員の質問を順次許可いたします。

発言番号7番、議席番号1番、山本君の質問を許可いたします。山本君。

○1 番

おはようございます。議席番号1番、山本隆史でございます。

議長より質問の許可をいただきましたので、通告に従いまして大きく1点、2項目通して質問させていただきます。

現在、平群町において、高齢化率は34%を超え、高齢者運転標識を張っている車も多く見かけられるようになりました。通称シルバーマークと呼ばれるもので、70歳以上のドライバーの努力義務規定であります。全国的に高齢ドライバーの事故について、頻繁にニュースで取り上げられ、高齢化社会の中で大きな問題となっているのは、皆さんも御存じのことだと思います。高齢ドライバーの事故ニュースを聞くたびに、早く車の運転をやめてほしいと願う御家族も多いのではないかと思います。

現に、私も町外で77歳の父を持ちますが、母はいつも助手席でひやひやしてるそうです。今のところ安全運転を心がけ、大きな事故も起こしてありませんが、その話をすると、父親は「私はベテランだから」と流してしまいます。恐らく大きな事故を起こすとか、何かのきっかけがない限り、乗り続けるような気がします。しかし、何かが起こってからでは遅すぎます。

そこで、私は町内にお住まいの65歳以上の高齢ドライバーの事故を減少させるため、また、事故に巻き込まれる被害者も減少させるためには、高齢者運転免許自主返納を促進することが必要であると考えております。

運転免許の自主返納とは、自主的に運転免許の取り消し申請ができるよう道路交通法の一部を改正したもので、平成10年4月より施行されており、有効

期限内に、運転免許証を返納すれば、その日から5年以内であれば、交付手数料1,000円で運転経歴証明書を受け取ることができます。この運転経歴証明書は、運転免許証と同じサイズで、公的証明書として永久に使用されます。

平成27年10月末現在の奈良県警察発表の県下交通事故発生状況を見ますと、県内の事故発生件数は減少傾向にありますが、高齢ドライバーによる事故は増加傾向にあり、死亡事故については、70歳以上が全体の33.3%で圧倒的に多く、次に多いのが19歳以下の17.9%であります。平群町内で起こった高齢ドライバー事故状況を西和警察署に確認しましたところ、平成25年1月から10月では、町内の事故54件中、26件で48.1%。26年同月対象で48件中、20件で41.6%でした。事故件数、割合とも減少傾向にありますが、非常に高い確率なのは一目瞭然です。各自治体や奈良県警察では、その対策の一環として、運転免許を自主返納しやすい環境づくりを進めております。

この流れに従い、平群町も運転免許自主返納を促進し、事故率を下げなければならぬと思います。この制度を促進するに当たり、高齢ドライバーの目線に立って返納後の問題点を考えてみますと、町内は急勾配の坂が多いし、近鉄の駅や商業施設まで遠いことから、自動車がないと不便に思われることなどが考えられます。なれている自動車に頼る生活からの変化は、高齢者にとっても難しく思われがちです。

しかし、必ずその方たちも運転ができなくなる日がやってきます。ですから、早い段階で、車のない日常生活になれていただき、移動手段を見つけたほうがドライバーにとってもよいことだと思います。

そこで、提案したいのは、自主返納のきっかけとなり得る平群町での生活に合った支援制度を作成し、自主返納後に申請し、発行される運転経歴証明書を取得された方には、その特典を受けていただける仕組みづくりです。現在、特典をつけていただいている事業所は、奈良県警察や西和警察署で個別にまとめられております。平群町内での特典をつけていただいている参加事業所は9事業所で、商工会や電気組合などに加入されている事業所です。

住民生活課への質問ですが、今後、さらに大型商業施設や飲食店などへの御協力をお願いし、町独自の参加事業所をふやし、支援範囲を広めることで返納促進はできないものでしょうか。

次に、返納後の日常生活の移動手段としては、健康を促進するため、徒歩での移動も考えられますが、急勾配の地形を考えると、やはりコミュニティバスを御利用いただくのが現実的です。平成19年12月議会で、高齢者交通費助成条例が廃止されましたが、対象者に定額を支給するのではなく、対象者のコ

ミニシティバスの利用料のみを無料化することで、移動手段の悩みを大幅に解消できると思います。この提案につきましては、町長、総務防災課のお考えをお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員御質問の1点目の町内参加業者をふやし、支援を広め、返納促進はできないものかについてお答えいたします。

議員御指摘のように、高齢ドライバーによる事故は、事故件数自体減少傾向にあります。高齢者ドライバー等、高齢者が関連する事故は増加傾向にあります。その対策の一環として、特に高齢者に対し、運転免許自主返納支援制度の利用について、奈良県警察において、現在、支援制度の普及、充実に努めていただいております。

町といたしましても、制度の周知を行い、かつ今後、町内商業施設、飲食店等に西和警察とともに働きかけを行い、高齢者交通安全支援事業所の参加事業所を増加できるように努めてまいりたいというふうに考えておりますので、御理解のほど、よろしくお願い申し上げます。

○議長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、2点目の運転免許証返納後の外出支援策として、コミバス利用の無料化という御質問にお答えいたします。

超高齢化時代の到来により、高齢運転者が年々増加しており、高齢者のドライバーによる事故が急増してきたことにより、加齢や判断力の低下により、運転に不安を感じる方などが、自主的に運転免許証を返納する制度が、平成10年道路交通法の改正により開始をされました。

現在、多くの自治体で、高齢者運転免許自主返納支援のさまざまな取り組みが実施されております。奈良県でも、高齢者運転免許自主返納支援制度を行っており、公共交通機関などで支援制度が受けられます。支援制度を受けるためには、運転免許センターまたは警察署が発行する運転経歴証明書を提示する必要がありますが、この証明書を提示することにより、奈良県タクシー協会加盟のタクシー運賃の割引や、奈良交通バスの利用の割引、また、高齢者交通安全支援事業所のあかしを提示している店舗での割引制度もございます。

町のコミバス利用の無料化という提案でございますが、高齢者運転免許自主

返納支援対策として、現在、公共交通に対する補助事業を実施している他の自治体での事例も調査、あるいは研究を行いまして、運転免許証を返納された高齢者の支援対策としてどのような方法が可能か、実施に向けてですね、検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議 長

山本君。

○1 番

御答弁ありがとうございました。

町内の高齢ドライバーの事故減少へ向かっての取り組みということで、一定の御理解はいただけていると認識しております。

1点目の支援制度への参加事業所の拡大、増加対策につきましては、熱心に各事業所へ働きかけていただき、支援範囲を広めていただくようお願いいたします。また、一定の期間で参加事業所数がふえない場合など、その問題点も掘り下げていきたいと思えます。

また、自主返納者数を年度ごとに把握しながら、その返納率と返納者の事故率も分析していくことも重要ですので、今後の御協力をお願いいたします。

2点目の返納後の移動手段について、返納制度促進のかなめとなる課題でございます。新しいシステムを導入するには、かなりの時間とコストがかかると思いますので、既に既存の交通機関であるコミュニティバスの利用を促進するのが現実的だと思いますので、ぜひとも御検討ください。

また、御答弁いただきました他の自治体の事例を調査いただく場合は、平たんな町ではなく、山間部の自治体の事例なども御参考ください。

補足ですが、今現在、運転免許を持っておられる方、全体なんですが、自家用小型乗用車1500cc以上2000cc以下の維持費というのを、ちょっと考えさせてもらったんですが、月々で約2万円ほどかかりますが、それを手放すと削減されます。簡単な2年間の維持費の内訳なんですが、自動車税でいきますと、3万9,500円掛ける2年で7万9,000円。車検費用で、自賠責保険料2万7,840円、従量税1.5トン以下でありますと2万4,600円。印紙代1,100円、整備費用3万円が車検費用です。ガソリン代でいきますと、2年間で1万キロ走行した場合、リッター当たり10キロ燃費の車と考えますと、単価120円でいきますと、2年で12万円。駐車場代、これは賃貸の場合ですが、5,000円掛ける24カ月で12万円。任意保険料年間4万円掛ける2万円で8万円。これら合算をしますと、2年間で48万2,540円。1年間で24万1,270円、1カ月で2万105円。1日に計算

しますと、670円ほどになります。

自家用車を手放し、1日600円程度の交通費なら、現在の生活費を大きく圧迫することにはならないと思います。ですので、コミバス利用料が安くなるメリットは、返納制度のそもそも起爆剤にはなるとはと思いますが、もっと利便性をアピールしていく必要もあると思います。

そこで、コミバスの運営について、再質問をしたかったのですが、昨日の馬本議員さんからの御質問の一部とかぶりしましたので、昨日の御答弁を活用させていただきますと、3便のバスを継続運行しつつ、その代替手法の導入も検討するとのことでしたが、その代替手法が導入された場合においても、同様の支援制度が反映するようお願いしたいと思います。

そこで、再質問ですが、この自主返納率を上げることで、自然とコミバスの利用率も上がることが予測され、しかも、その同伴者までを見込んで考えると、この返納支援制度自体がコミバスの運営のてこ入れの手段として、大きなステップになると考えられませんかでしょうか。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

山本議員の再質問にお答えいたします。

確かに免許返納、いわゆる自主返納制度の自主返納率を上げますと、コミバスへの利用も、促進もやっぱり考えられるというふうに思っております。今、高齢者の方がやはり事故とか、そういった、多いわけでございますので、なるべくやはりコミバスを利用させていただいてですね、足となるように、また、そういう促進を今後、町としてやはりやっていかなきゃならないというふうに思っておりますので、ぜひともそういう制度を利用いただけるような制度として実施、あるいはまた検討してまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

○議 長

山本君。

○1 番

前向きな御答弁、ありがとうございます。

自主返納された高齢ドライバーの足としても親しまれるような交通機関として、今後、私もさらに検証をさせていただきたいと思います。

以上で、これで私からの一般質問は終了させていただきます。

ありがとうございました。

○議 長

山本君の一般質問をこれで終わります。

説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

発言番号 8 番、議席番号 5 番、稲月君の質問を許可いたします。稲月君。

○ 5 番

おはようございます。議席番号 5 番、稲月敏子です。

ただいま、議長から質問の許可をいただきましたので、先般、通告をさせていただきましたように、質問を順次させていただきます。よろしく願いをいたします。

質問の 1 番です。平群町の若者を戦場に送らないために。

ことしの 9 月 19 日に、国会において、ほとんどの全国の法律の専門家や憲法学者の皆さん、そしてまた、多くの有識者の方たちが、この法律については憲法違反であると明言をされました。安全保障関連法案、私たちは戦争をするための法律だというふうに思っておりますが、この法律がそんなもとの強行可決されました。

そして、来年の 3 月にはこの法律は施行をされる、こういうことになってまいります。この中で、PKO 活動で自衛隊がみずからが攻撃を受けていなくても、離れた場所にいる他国軍、また文民の警護に駆けつけ敵対勢力を砲撃するという、こんな任務が発生をしてまいります。従来 of 海外派兵法での武器使用は、いずれも自己保存、正当防衛、こういうことに限られていましたが、この法律が施行された後は、これを大きく踏み越える、こういう状況になってまいります。戦後、自衛隊は、一人の外国人を殺すことも、また、殺されることもありませんでした。しかし、これからは明確に状況が違ってまいります。

そして、また、今パリでの同時多発テロ、これを受けてアメリカやイギリス、フランスなど、IS への空爆を強化をしている状況です。空爆などの軍事作戦の強化は、テロと戦争を生み出す、悪循環を生み出すだけです。イラク戦争がこういった過激な集団 IS を生み出してきたのは明確です。

もう既に、日本の米軍基地、三沢米軍基地から、F16 戦闘機がイラクやシリアで、IS 軍事作戦に参加をしていることも明らかになっています。安倍政権が強行成立をさせた安保関連法のもとで、対 IS 軍事作戦に自衛隊が協力させられる、こういった危険性も出てまいります。日本が参加をするとどうなっていくのか。テロの対象にきつくなっていくんです。だからこそ、この法律は廃止をしなければならないと、私たちは主張しているところでございます。

さて、こんな状況下のもとに置かれている。今、我々は、こういう状況のもとに置かれている、このことをしっかり念頭に置いていただいて、以下の、これからお尋ねすることについて、お答えいただきたいと思っております。

一つ、今後、平群町の若者が自衛隊に応募をし、海外に派遣をされ、戦死をされる。こういう事態が現実にかかる可能性がございます。このことを町長を初め、どのようにお考えになりますでしょうか。

そして、二つ目は、自衛隊の任務が大きく変わり、殺し、殺されることが現実のものとなる状況のもとで、自衛官を募集をする大きな横断幕が、本町の総合スポーツセンターに2年以上、長期間掲げられています。この横断幕掲示に關しての経緯を御説明ください。

また、こういった横断幕、近隣生駒郡内での自治体では、どこでも同じように掲げられているのでしょうか、このことも教えてください。

三つ目、奈良市で自衛官募集のために、防衛省に対して、住民基本台帳適齢者名簿、満14歳や17歳、21歳、こういった年齢の適齢者、この男女の名簿、住所、氏名、年齢、性別、こういった4情報が毎年閲覧をさせていたという、こういったことが奈良新聞で報道をされました。本町においては、このことについては、どのようになっているのでしょうか、お尋ねします。

四つ目は、非核平和の町宣言町として、そしてまた、平和市長会にも町長さんが登録をされている。こういった平和啓発活動、これに大変積極的に頑張っておられる。こういう自治体として、大変敬意を表するものではございます。このような平和を守る平群町だからこそ、平群町の若者を戦場に送らないために、自衛隊募集のこの大きな横断幕を即刻撤去をしてください。そしてまた、その他の自衛隊募集に協力をするのはやめていただきたい、こんなふうを考えます。

2点目、コーナン予定地、これが長期にわたって荒れ地となって放置をされている状態についてお伺いしたいと思います。

小さな一つ目は、国道168号線、椿井地域は町内でも最も交通量が多い、大勢の人たちがここを通過をする。こういったメイン道路になっています。平群町の顔と言ってもよい、こんな状態に今なってきております。この地にコーナンが出店をする予定だと聞いて、もう長年になります。広い面積において、雑草が生い茂り、中には小さな山、小山もあるような荒れ地が存在している状況でございます。一体この土地とはどうなっているのか。みんなが大変心配しています、お伺いをします。

二つ目、雑草が生い茂って、景観が非常に悪くなっています。害虫の発生や、雑草の種の飛散、周辺の農地にも被害が及んでいます。また、花粉が飛散することによって、健康被害を及ぼしているなどのお声も聞きます。近隣住民の多くから、また平群町に遠くから来られた方からも、あそこは何や、こういう苦情がたくさん寄せられている状況になっています。町として、これをどのよう

に見、またどう解決していこうと考えておられるのでしょうか、お尋ねいたします。

3点目、大きい3です。伝統行事の継承について。

本町には、県内でも珍しい伝統行事、大事な伝統行事が残っています。大きくは横原の勧請縄のつけかえ、櫛原のオハキツキ、こういった大変有名なものもあります。こういったものを初めとして、旧大字を中心にして各地域で大切に、そして地域住民の大層な努力で、継承、保存をされてきております。

また、平群町の文化財の保護や保全、これを活用するなど、町の職員の皆さんの大変熱心なお姿には、本当に頭が下がる思いでございます。

しかしながら、人口が減少し、少子化が進む中で、継承が困難になってきているものも出てきております。また、なくなったものもたくさんございます。大変心配をしています。

その一つとして、芋の名月、9月中秋の名月、これを祝う行事でございます。現在、福貴畑の明心の地域、ここでは、毎年、中秋の名月に小学生全員が集落全戸を回り、玄関でエンマラというバットのようなわらでつくったものなんです。これをたたきつけて福を招く、この家に福が入れと唱える、こういった歌を歌いながら、子どもたちが唱えていく、こんな行事が行われております。15年くらい前になるかと思いますが、信貴畑で行われている、こういうことがマイタウンでも紹介をされまして、NHKのテレビでも放映をされたと聞いております。こんなすばらしい、すてきな行事が続けられています。これは、村中の人々は、子どもたちが訪問をしてきてくれる。このことをお年寄りたちも、毎年楽しみに待っておられます。

しかしながら、来年の実施が非常に危ぶまれている状況になっております。それも小学生が減ってきてる、来年は小学生が一人になるというような状況なのでございます。民衆の力強い生きる力を感じる、こういった伝承文化、こういったものが残されている。こういう平群のすばらしい魅力、これをぜひとも後世に残していきたい、こういう思いがいっぱいでございます。山間地がある、だからこそ、人のつながりが大切にされている。そんな中で、こういった行事が残ってきたのだと思います。

その中で、今でも山間地に人がしっかり住み、仕事をする、山が保全をされている。こういった好循環を生んできている原因にもなっているのではないかというふうに、私は思います。

伝統行事の継承や保存について、本町として基本的なお考えをお伺いします。何とか住民、行政、力を合わせ、保存・継承できる方向を見出せるようにしていきたいな、していただきたいなというふうに思っております。いかがでしょ

うか、お尋ねをさせていただきます。よろしくお願いたします。

以上です。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、1点目の平群町の若者を戦場に送らないためについてお答えいたします。

本年9月に、国際平和支援法及び自衛隊法の一部の改正等、10本の改正法案を一括した平和安全法制整備法が可決をされました。行政の事務については、国が行う、国家が行う、いわゆる役割、また地方が行わなければならない、そういった役割がそれぞれあるわけがございますので、平和安全法制整備法による海外派兵、派遣等についての見解であります。我が国は法治国家でありますことから、その法律については厳守していく、遵守していく必要があるというふうに認識をしているところであります。

2点目についての横断幕掲示に関して、経緯と近隣自治体の掲示についてありますが、横断幕については、平成25年に自衛隊奈良地方協力本部、防衛省の自衛隊奈良地方協力本部からの協力依頼に基づきましてですね、設置したものであります。垂れ幕の掲示は、募集を周知するものであり、決してそれ以上にですね、強制的奨励を意味するものとしておりません。これにつきましては、他の団体要望においても、同様の回答をさせていただいております。

また、近隣自治体の状況につきましては、県内、私のほうで把握しておりますのは、県内の15市町村で懸垂幕が掲出されているということでもあります。

それから、3点目の御質問にお答えいたします。当町は関係法令に基づきまして、応じておるということでございます。

それから、4点目ではありますが、いずれにいたしましても、平群町第5次総合計画でも示しておりますように、世界平和を目指して、戦争や核兵器のない平和な社会の実現に取り組むとしており、引き続き平和の取り組みとして、平和の鐘の撞鐘の実施や、平群平和のための戦争展を支援していく考えでございますので、どうか御理解いただきますよう、よろしくお願いたします。

○議 長

稲月君。

○5 番

では、再質問を自席からさせていただきます。

今のお答えですが、この法律が通ったと、それに基づいて仕事をしていくのが、平群町の職員としては、それに基づいて仕事をしていくというふうにおっ

しゃったように私は思いました。

しかしながら、これは、この法律については、憲法にはっきり違反をしてる、こういうことが明らかになっています。

それでは、お聞きしますけれども、憲法についてはいかがお考えでしょうか。私たち議員も含めて公務員ですよね、皆さんは地方公務員。国家公務員も全ての公務員は、この憲法を守るということは、第一番目に大切なことなんではないでしょうか。法律より憲法のほうが優先される、これが立憲主義ではないんでしょうか。この点ではいかがでしょうか。

そして、この横断幕の件なんですけど、いつも同じお答えをいただいております。もう耳にたこができるぐらい、私も聞かせていただきました。強制するものではなく、周知をしているものだという事なんですけど、以前とこの法律が通って、自衛隊の位置付けが変わりました、任務が変わりました。先ほども申しましたように、殺し、殺される、こういう現実がすぐ起こってくる可能性があるわけです。その中での自衛隊の募集、このことについて、今回はお尋ねをしているんです。このことをどんな思いでね、皆さん自治体の職員として、受けとめておられるのか。町長として受けとめておられるのか、そこが聞きたいんです。

それと、県内15市町村で、この横断幕なり垂れ幕なりがかけられているというふうにおっしゃいました。県内市町村、全部で幾つ、村も入れてあるんでしょうかね。たくさんありますよね。私も今、急にわかんないんですけども。

### 「39」の声あり

#### ○5 番

はい、39だそうです。その中の15、だから2分の1以下ですよ。あとの半分はそんな、やっぱりそこはしないということで頑張ってはるわけですね。それは自治体職員としてのね、また、町長としてのポリシーではないでしょうかと私は思います。

特に、この生駒郡内、斑鳩町、それから三郷町、そして安堵町、見てまいりました。かけていません。何でも近隣町村がやってるからということで、比較しておられる本町でございますけれども、こういうことこそ比較してほしいというふうに思います。

それから、住民基本台帳の適齢者名簿、この閲覧の件でございます。

これは何年、いつから閲覧を許可をされているんですか。何年来、やってはるんか、これも教えてください。

奈良市では、いつからやってるかわからへんと、そういう回答がされています。非常に、この自衛官については、今こういった法律が改正をされました。大変危険な任務になっているというところ辺から、応募をする少年、青年たちが非常に少なくなってきた、自衛隊が不足する。そして、任務がふえるということで、自衛官募集については、防衛省は非常に躍起となってやってきております。

この危険な任務につく自衛官、この募集に対して力を貸してるということですよ。大変危険なところに送り込んでいく、その子どもたちのきっかけをつくってるということでございます。この閲覧を認め、そして、自衛隊はそれを閲覧し、名簿にし、それに基づいて自衛隊募集、この書類を郵送し、また戸別訪問までしているという現状が、各地の新聞でも報道されています。これについては、非常に問題があるというふうに、マスコミでの評価もされているところでございます。

こういうことに手を貸していくことについて、ぜひやめていただきたいと私は思いますけれども、法に遵守してやってるから問題がないということ、お答えでございましたけれども、こういった閲覧についてのお考え、もう一度お聞かせください。

そしてまた、この住民基本台帳の閲覧、どなたが、どういう目的で、いつ、どういう項目でされたかという、こういったことについて、年に1回公表することという、そういう項目がその住民基本台帳法、この第11条の3項に明記をされているんですが、平群町ではこういうことはされているのでしょうか。私は見たことがないので、ちょっとお尋ねしたいなというふうに思います。

○議 長

総務防災課長。

○総務防災課長

再質問にお答えをいたします。

先ほども申しましたように、我々は、いわゆる基礎自治体の役割として、やはり法律といいますか、国の、いわゆる法律に基づいてやはり行政を進めていくというのが基本でございますので、そのような中で、基礎自治体としての役割をやっぱり大切にしながら進めていくと。国は国の事務もでございますので、そこはきちっとした形で、我々も事務を進めていくというのが見解であります。

続きまして、2点目の横断幕については、これは、自衛隊のほうの防衛省のほうから協力要請依頼がありまして、それに基づいて掲示をしているところでございますので、先ほども申しましたように、決してそれ以上の強制的な奨励を意味するものとしてはおりませんので、改めて御理解いただきたいというふ

うに思っております。

それから、県内15市町村ということでございますが、私のほうで今現在わかっている範囲は、4市11町村でございます。

以上でございます。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

住民基本台帳の閲覧をいつからしているのかということでございます。

これにつきましては、正確な開始時期というのは、ちょっと明確ではないんですけども、過去の職員等に確認しましたところ、想定されますのは、多分、平成18年から19年以降かなというふうに、今のところここではっきりとしたお答えできないんですけども、今のところ調査しておりますのは、そういうことでございます。

それからですね、あと、公表の前に、閲覧する場合ですけども、どういう方が、どういう目的でされるということは、そこはきちっと把握する中で、当然、確認する中でやっております。

それから、現在、公表、その記録を閲覧したとき、公表してるのかということでございますけども、これにつきましては、現在のところ公表はしておりません。ただ、今後、他の自治体の公表状況というのも確認する中で、検討していきたいというふうに考えております。

○議長

稲月君。

○5番

納得のいく御回答は得られていないというふうに思っています。

今、総務防災課のほうから、基礎自治体として、うちの行政として、役割を果たしていくと、そういう役割を果たすために業務を進めていくというふうにおっしゃいました。

それなら、うちの自治体として、本当にどう思うのか。狭く言えば、平群町の若者を、本当に今のこの法律のもとでね、自衛隊として、戦場に送り込んだらあかんという、そういう決意は、非核平和の町やということに宣言をしてるわけですからね、そういう町として、これはそぐわない。そういうことだからやめます。こういう自主的な判断をされたらいいんじゃないですか。憲法に基づいて、きちっとやっていく。そういう方向をぜひとも決断をしていただきたいというふうに思います。

横断幕のことですが、理解をしてほしいというふうにおっしゃってますが、

だれも強制をしてるなんて思ってませんけどね、あんなだけ派手なね、色も3色、4色、何か原色を使って、ぱっと目につくような大きな横断幕をね、それも子どもたちがしょっちゅう出入りする総合スポーツセンターという場所に、何年も連続して掲示をされている。これは本当にゆゆしき事態だと思っています。あれがつけられる前は、もう申しわけないけど、3カ月だけ我慢してくれとかね、そういうふうにお答えいただきながら、プリズムへぐりに1回掲げられたりとかしたこともありました。だけど、きちっと期間を守って撤去されました。

しかし、今度は本当にずっと連続してされている。法律も変わったんやから、一旦、取りましたとおっしゃってください。だれも怒りません、文句は言っただけだと思いません、これだけ長いこと掲げてきたんだからね。これぐらいの決断をしていただきたいというふうに思っています。

住民基本台帳、開始がいつなのかわからない、こういうええ加減なことでは困ります。非常に大事な事項でありますのでね、ここはきちっと、子どもたちを自衛隊に勧誘をするためにやっているんだから、目的がはっきりしてるわけですからね、こういうことをやらしてるわけですから、きちっと把握をしていただきたいというふう思います。

自治体職員、戦前、戦中、戦中ですね、赤紙を、召集令状を自治体の職員がお配りをしたわけですよ。あなたに召集令状が来ていますよと、おめでとうございます言うて、私たちもテレビで見ますよね。そういう仕事を、自治体の職員がされたわけですよ。だからこそ戦後ね、自治体職員は二度とこういうことはしない、そういう決意のもとに今あるはずだと、私は思っています。その辺りではいかがでしょうか。

○議 長

3点目についてお答え願います。はい、町長。

○町 長

稲月議員のお考えとして承っておきたい思います。

答弁は、一応させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

○議 長

稲月君。

○5 番

三度目の質問にはお答えをいただけないということなんですけれども、本当に今、国の動きがこうなっている中で、大変危険な状況にあるという、子どもたちが戦場に送り出されるんだと、こういう可能性がある。

特に貧困層、低所得者層の子どもたちが、自衛隊の募集に関してはターゲット

トになってるわけです。給料はもらえる、学費は要らん、食料費も要らん。こんなありがたいことはないということで、貧困層の家庭では、自衛隊募集に応じる。こういった状況をつくり出そうと、今、国はしています。経済的な徴兵制やというふうに、ここまで言われてるわけです。これをしっかり受けとめてほしいというふうに私は思っています。

この項目の質問については真剣に考えていただいて、これからもお考えいただいて、まずは横断幕を取っていただく、このことは別にきょう御回答がなくてもできると思いますしね、あとの問題についても、真剣な職員での論議もしていただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いをいたします。

○議 長

続いて、2点目の答弁をお願いします。都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、大きな2点目のコーナン予定地の件に関する御質問にお答えをいたします。

まず、1点目のコーナン予定地の状況についての御質問でございますが、本開発計画につきましては、平成26年8月の事前協議を経まして、同年10月に県に対して開発許可申請書が提出をされておりますが、現時点では開発許可には至ってないという状況でございます。

現状でございますけれども、事業者側の事情によりまして、工事の施工者が決まっていないという状況でありまして、施工者が決まり次第、開発許可書が発行される見込みであると、このように県に確認をしております。

町としましては、引き続き、事業者側に対して、一刻も早く開発許可を受け、事業着手するように強く要請をしております。

2点目の雑草の問題でございます。これまでも、町としまして、再三、事業者側へ適切な管理を行うよう指導を行ってまいりました。当該予定地の大半は農地でありますので、本町農業委員会からも適切な農地の保全管理の依頼を行っております。本年5月と、それと11月に、事業予定地の外周部分のみでございますが、草刈りを実施をされております。

今後につきましても、事業者側に対して、一刻も早く開発許可を受け、工事着手するよう要請をするとともに、適正な管理を行うよう、指導をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

稲月君。

○ 5 番

なかなか難しいかというふうには思っています。

しかし、この土地っていうのは非常に広いですよ。この間、質問するということになって、何回か見にまいりました。この前、平米数を聞くと、4万9,495.12平米もあるということでね、やっぱり雑草の繁茂、これについては大変目立ちます。よそから来た人たちが、何であんなとこに、あんだけの広大なものの土地にね、草を生やしてほったらかしにしてるんやって、平群ってどんなとこやと、こういう厳しいお言葉もお聞きしてるわけですよ。恥ずかしいというふうに思います。

周辺の農地、ここにも書いてますけども、農地に影響も非常に大きいということではね、その理由はわかります。コーナンの事情で施工者が決まらないということであるなら、一体だれが責任を持ってくれるんやろうと、私たちは、住民としては本当に思っています。何とかこれ、行政として、何らかの手を加えるっていうか、方法はないのか。私も素人でよくわからないんでね、強くは言えないところですけども、本当に広い土地を、ああいう形でほっといて荒れられていくというのは、本当に目に余るものがあるんでね、きょう、質問させていただいたんですけどね。どうもならないんでしょうか。

○ 議 長

都市建設課長。

○ 都市建設課長

先ほども答弁をしておりますけども、本件につきましては、現時点では、開発の許可書が発行されている、そういう物件ではないということで。まあ、コーナンスайдに確認をしますと、工事の施工者がですね、コーナン側の実行予算と、それと施工する業者の見積りの金額の間に乖離があるというようなことで、何回か見積りは徴収していると。当然、それが成立すれば、正式に開発許可書が発行されて、工事着手をさせていただきたいということで、決して途中で中断するであるとか、そんなことはない、進めたいという、その意向には変わりがないと、これは確認をしております。

開発の許可が発行されれば、当然、その許可権者である県の所掌事務によりまして、これは業者指導も含めて行政指導が行われると、こういうふうになります。

ただ、これは許可の手前でございますので、当然、この当該物件につきましては、地権者、地主と事業主の間で、事業用の定期借地権に対する、それを設定するための覚書を交わされておると。当然、事業主と地主の間で、金銭のやりとりも発生してるということでございますので、ここにつきましては、行政

としては、余り深く民事的なところには介入できないというところがございます。

ただ、一方で、議員御指摘の環境の悪化であるとか、健康被害という、そういった住民生活に直結している問題につきましては、町としても、当然、その解決に対して積極的に関与していくという、これはもう当然のことでございますので、引き続きまして、法的な可能な範囲で業者指導を行っていくという、そのようなことでございますので、いずれにしても、引き続きまして、地域の環境改善の向上のために、業者の指導を進めていくと、こういう答弁で申しわけないんですけども、そのようなことで、お答えとさせていただきたいというふうに思います。

○議 長

稲月君。

○5 番

住民の生活と環境にかかわる問題なんで、法的に可能な限りやるということの御返答だったかと思っておりますので、本当にその点で、しっかりやれることを考えていただいて、お願いをしたいなというふうに思っています。

それと今、重機が入ってますよね。何台かね、毎日ね、ガアガアやってますよね。あれは、一体何をしてるんですかね。あっこにちょうど山があったんかな、もう一個山があったんかな。

○議 長

観光産業課長。

○観光産業課長

現在、開発申請区域内において、重機が何をしてるのか。こちらのほうは、区域内において、一定資材の一時堆積というものを実施しておるということで、こちらのほうは、一時堆積の届出という事項で、町のほうも受付を行っております。

○議 長

はい、観光産業課長。

○観光産業課長

すみません。その一時堆積の期間なんですけれども、11月1日から28年10月31日までと。

「1年間」の声あり

○観光産業課長

はい。ということになっております。

○議 長

稲月君。

○5 番

非常に長期にわたって1年間もね、あの堆積をされてるところの、あれは除去してはるのか、何をしてはるのか知りませんが、問題がなければいいんですが、しっかり管理、監督なりしていただけるように、その点については、お願いをしておきます。

じゃあ、この点については終わります。

○議 長

続きまして、3点目の答弁。教育委員会総務課参事。

○教育委員会総務課参事（村社仁史）

それでは、3点目について答弁いたします。

議員御指摘のとおり、平群町では珍しい伝統行事が継承されています。特に、櫛原の生駒山口神社の秋祭りでのオハキツキは、平成21年3月に奈良県指定文化財となっております。また、12月から正月にかけて、勧請縄をかけ渡す行事が、五つの大字で続けられています。

御質問のエンマラタタキについては、以前、信貴畑で実施されているのを取材し、マイタウン平群平成12年11月号に紹介しましたが、その後、継承されていないと聞いております。ただ、御指摘のありました福貴畑明心地域での実施は確認しておりませんでした。地元の方に確認したところ、昭和30年代後半ごろまで、福貴畑全体の垣内で行われていたようです。

こうした伝統行事の継承は、地域の方々の理解や主体性が不可欠であり、観光ボランティアガイド養成講座等で紹介説明する中で、その価値を伝えております。そして、メンバーが下見や取材等で現地を訪れる中で、地元の方にも、その大切さを再認識していただけるように努めております。

また、第5次総合計画でも、「文化財の調査・記録・保護・伝承意識の確立文化財や歴史的遺産について、住民や民間組織と行政等が連携して維持・管理する体制の構築を推進します」が位置づけられており、今後、地域の自主性を尊重しつつ、行政側から個別の行事に対して、どのような支援ができるのか検討を進めてまいりたいと思います。

なお、平群村史、平群町史には、このエンマラタタキの行事の記述が見られず、今後、本年度の観光ボランティアガイド養成講座テキストに追加記述して、当該行事の内容と状況を説明。また、観光ボランティアガイドメンバーにも同様に説明し、伝統行事としての認識を深めてもらうなど、地域の伝統行事とし

て紹介してまいりたいと考えております。

以上です。

○議 長

稲月君。

○5 番

大変、熱心に頑張っていること、これからも引き続いて、やっぱりこのような取り組みについては紹介をし、地域の人たちにも大切さを認識してもらえそうな、そういうアプローチもしていきながら、住民の自主性を尊重しながらやっていくというお答えでありまして、非常にありがたいことだというふうには思っております。

確かに、地域住民、そこに住んでおられる人たちの意識、そして、守りたいという、そういう意識ですね。それを継承する範囲というか、年齢層の人たちとかね、そういう人的なこともこれは加味をされてくることで、今、福貴畑でやられているのは小学生。以前は、男の子だけがやっていたと。けども、男の子だけではもうこれはやられへんということで、女の子も含めてやるようになったというふうに聞いています。

それが、もう残り少なくなって、あと生まれてこられる方も、これからいらっしやるかもしれないけども、難しい状況にあるというのは事実ですし、継承について、どのようにしたらできるのかというのは、本当に地域住民の皆さんの意識の中で、しっかり考えていただき、それを側面からの援助、それからいろいろ紹介を、優れたそういった県下での事例なんかも紹介をしたりとかね、いろいろなことを考えて、できることなら継承していけるような状況をつくれたら、大変うれしいなというふうに思います。

もし、どうしても途絶えるということであれば、映像で残す。それと文書としてね、やっぱり、それとかそのエンマラという実物、ああいう、それは文化財として、やっぱり継承していかないかんというふうに思いますので、そういうものを残すこととかね、いろんな形で、こういうことがあったのだという軌跡をしっかり残していただきたい。

そういうことについては、住民も大きくかかわっていけるいうんかな。官民一体になって、私たちのこの平群の大切な文化財はやっぱり守り、この平群の魅力を、ぜひとも全国に発信をしていけるような、そういうふうになっていたらなというふうに、私も思っているところがございますので、本当に職員がどんどん減っていく中で、こういった仕事をする方というのが限られている。今、本当に村社さんお一人がかなり、ほかにも職員さんいらっしやると思うんですが、大きな力を発揮をしてね、体を壊してでもやってくれてはるという、

この大きな力には本当に感謝せざるを得ないというふうに思いますし、もっと職員の配置も豊かにしていただきたいというふうなこともお願いをいたしまして、終わらせていただきます。

○議長

それでは、稲月君の一般質問をこれで終わります。

10時25分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前10時07分)

再 開 (午前10時25分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

発言番号9番、議席番号8番、山田君の質問を許可いたします。山田君。

○8番

議長の許可をいただきましたので、通告に基づいて、質問をさせていただきます。町当局並びに町長のお考えをお聞きします。

町道川原路線の道路拡幅について、文化センター構想に伴う平群町の人権交流センター及び人権施策と人権教育の考え方について、大きく2点について伺います。

まず、1点目は、竜田川駅南踏切から、樺井橋交差点間の町道川原路線の未拡幅部分の道路拡幅について伺いをします。

この件については、これまでもたくさんの議員の方々が質問をされ、これまで、樺井交差点から、みやまえショウガ工場までの間や、旧三宅医院前のカーブ部分の拡幅等、可能な部分についての拡幅が行われてきました。

しかし、平成18年度以降は、特に大きな進捗も見られず、平成20年7月、21年12月には、地元自治会を中心に九つの自治・総代会長の連名による川原路線拡幅の要望書が提出をされてきました。

町としては、この間、いろいろな方面への調整等、努力していただいていることは十分理解するところではありますが、一刻も早い解決と、道路拡幅実施に向けた拡幅計画及び交渉状況、今後の見通し、町の考え方について、平成23年12月議会において質問をさせていただいたところ、町側の答弁としては、当該場所は地籍の混乱地であり、民民間の境界紛争が起こり、土地の境界が未

確定な状況であり、数年にわたり関係する地権者への事業説明や、土地調査の協力の交渉を重ねてまいりました。結果として、ことしの9月に関係する地権者から土地の調査を行うことについての理解を得ることができたところであります。今後の見通し及び町の考え方としては、地籍混乱地の現地調査を行い、地図訂正や、地積更正を実施し、25年度以降に補助メニューの検討も含め、早期の事業着手に向け、積極的に取り組んでまいりたいということでございました。

昨年、26年12月議会では、その後の進捗状況についての私の質問に対し、町からは、地積更正など、拡幅に向けた用地の整理を、平成25年3月に完了。本年度、予備設計業務を発注。道路拡幅などの計画を12月中に作成し、27年1月には、地元説明会を開催したい。一定の理解が得られた後に、地権者との交渉も含め、取り組んでいきたいとの答弁をいただき、いよいよ本格的に進み出したという実感を得たところでございました。

実際、町道川原路線は、バイパスの潤いととも、交通量増加に伴う渋滞を避けるための迂回車両が増加し、生活道路として、通学、通勤の安全確保に支障を来す傾向が強くなってきています。

そこで、4点お聞きします。

1点目は、これまでと現在の自動車の通行量の変異状況について確認されているのでしょうか。

2番目は、26年12月以降、これまでの経過について御説明をいただきたい。

3点目は、現在の状況と問題点について説明をいただきたい。

4点目は、今後の方針とスケジュールについての御説明をいただきたい。

次に、大きな2点目として、文化センター構想に伴う平群町の人権交流センター及び人権施策と人権教育の考え方についてお伺いをいたします。

町は、去る10月29日、(仮称)文化センター・図書館の取り組みについて、議員全員協議会で説明をされ、中央公民館、観光文化交流館、人権交流センターを集約化・複合化し、平群駅前に建設する方向を示され、その後、11月14日には、若井地区、各方面の代表者に対して説明会が開催され、いろいろな面での不安な部分の意見も出ていたようです。

1965年8月11日に、同和対策審議会が当時の佐藤栄作首相に答申を行い、本年はちょうど50年の節目を迎えていますが、答申の中身に少し触れてみますと、同和問題は、「その早急な解決こそ国の責務であり、同時に国民的課題である」「同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が

現存するかぎりこの行政は積極的に推進されなければならない。したがって同和対策は、生活環境の改善、社会福祉の充実、産業職業の安定、教育文化の向上及び基本的人権の擁護等を内容とする総合対策でなければならない」と述べています。答申の意義の一部には、職業、教育、住居、結婚などの自由が侵害されていることも含まれていました。

その結果、1969年、昭和44年7月10日、同和対策特別措置法が制定。11月13日公布・施行され、同和地区の切実な願いと努力によって、現人権交流センターは隣保館として、昭和49年7月開館しました。

もともと同和対策特別措置法は10年の時限立法でしたが、期限内に事業が完了せず、その後、五度にわたって延長され、同和対策事業は2002年、平成14年まで33年間にわたって実施され、その成果として、劣悪な住環境は大きく改善されました。

しかし、現実的には、まだまだ結婚、就職差別は現存し、向上傾向にあった全体的学力も低下傾向になってきたという不安も見えてきたようです。その上、インターネットによる誹謗中傷は後を絶たず、増加傾向にもあるようです。

現実には、8年前には、岩崎町長を応援する集まりの中で、住宅新築資金の貸し付けは20億円も未返済、不納欠損になっており、そのことも町財政赤字の一因になっているとの偏見を持った話もささやかれていたということも耳にしました。同和対策事業の一環である住宅新築資金は、貸付総額約21億円であり、平群町は全国的にも優秀な返済状況である自治体となっており、一般財源の投入もしていない状況であるというのが実情です。

そこで、文化センター構想に伴う平群町の人権交流センター及び人権施策と人権教育の考え方について、町長にお聞きします。

1点目は、2002年の同和対策事業終了以降は、一般施策の適用によって必要な対策がなされるべきとされていますが、こうした被差別部落の低位性解消に向けた一般施策の適用や、これまで行われてきた個別の生活課題に対応する相談事業については、関係職員の人権意識が重要となりますが、受け皿としても、どのような体制及び方針で考えておられるのでしょうか。

2番目、地域福祉の拠点としての隣保館・人権交流センターの今後の果たす役割について、県の見解は、人権交流センター・隣保館は社会福祉法に基づく第2種社会福祉事業として、地域社会全体の中で、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点として市町村により設置され運営されていますが、少子高齢化などの社会情勢の変化や地方財政の窮迫により、その取り巻く情勢は厳しくなっています。人権交流センター・隣保館の必要性や有用性を積極的に示していく必要があります、地域社会におけるさまざまな福祉制度との連携した取り組みが重

要になってきている。市町村において、人権交流センター・隣保館と福祉部局との連携が進み、人権交流センター・隣保館がますます活性化することを期待しているというのが県の見解であります。改めて町の見解をお聞きします。

3点目、子どもたちを取り巻く状況が複雑かつ多様になっている今こそ、人権教育推進教員、児童生徒支援加配とも言いますが、の果たす役割が重要性を増していると考えています。教育委員会として、人権教育推進教員の果たす役割について、どのように認識しておられるのでしょうか。

4点目、日本では、格差の拡大や固定化が深刻な問題となっており、日本の貧困率はアメリカに次いで高い水準にまで悪化しています。所得格差の拡大は、1980年代から始まっているとの指摘もあり、20世紀末から21世紀初めにかけて、貧困を取り囲む状況は大きく変化してきました。高齢単身者、ひとり親世帯、障がいを抱える世帯、困難に直面する若者、ホームレス等、多様なあらわれ方をしています。

現在の貧困は、単に低所得層という概念にとどまらず、個別性や多様性を伴って、社会関係からの孤立や排除と深くかかわっています。6人に1人が貧困状態にあると言われる中で、とりわけ子どもの貧困の解消、教育機会の均等、健康で文化的な生活の保障、貧困の連鎖の防止を目指して、子どもの貧困対策の推進に関する法律が2014年1月から施行されています。

貧困の窮状が深刻となる中で、とりわけひとり親世帯、特に母子家庭や生活保護世帯では、極度の学力不振層が増大しているとの指摘もあり、高校進学率や高校中途退学などに如実にあらわれているようです。

平群町においても、被差別地区にその傾向が多いと思われませんが、町はこの実態をどのように考えておられるのでしょうか。

5点目、子どもの現状に照らして、地域の児童館が果たすべき役割については、奈良県の見解は、少子化や地域におけるつながりの希薄化が進行する中、児童館は、地域における子どもたちの安全な居場所や遊び場の提供を初め、子ども同士のつながりを深め、指導員や地域住民とのかかわりを通して、自主性や社会性を育む施設です。市町村がどのような方法で地域の児童の健やかな育ちを支えていくかは、それぞれの地域の実情に応じて決定し、進めていくものと考えていますが、児童館は地域住民や機関・団体が連携しながら、児童の健全育成を図る拠点施設として、重要な役割を果たしていると考えている。取り組みの工夫を積極的に啓発していくことによって、児童館の役割を少しでも活性化させていただきたいというのが県の見解ですが、平群町の児童館は事実上、平成18年から休館されており、人権交流センターにおいて児童館の役割も担ってきたわけです。

これまで、人権交流センターで実施されてきた子ども習字教室や子どもそろばん教室などの地域交流促進事業について、今度の取り組みはどのように考えておられるのでしょうか。

以上、大きく2点について、明確な御答弁をお願いをいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、1点目の川原路線の道路拡幅についての御質問にお答えをいたします。

1点目の交通量の変異状況でございますが、ことしの2月に奈良県が国道168号椿井交差点で実施をした調査結果と、それと平群町が同年6月に実施をした調査結果を申し上げますと、国道168号椿井交差点から、川原路線に進入する自動車の台数が、日当たり369台ふえております。逆に、竜田川駅方面から椿井交差点へ向かう交通量につきましては、118台減少したという結果となっております。

このように結果から見ましても、国道から当該路線へ進入する交通量は増加傾向にあり、今後も引き続きまして、交通量の変異につきましては、経過観察をし、必要に応じて調査も行ってまいりたいと考えております。

2点目でございます。昨年12月以降の取り組み状況でございますが、平成25年度に実施をした現況測量及び予備設計業務の中で、地域の意見や、本路線の現状を踏まえ、道路線形や幅員構成につきましては、必要最小限の拡幅と歩車分離を行う計画で、安全対策を図っていきたいと考えているところでございます。

まず、道路用地に係る関係地権者に対して、事業の説明と予備交渉を行い、おおむね理解が得られた後、本年3月に第2回目の地元説明会を開催をし、自治会や水利組合など、関係者から多くの意見をいただいたところでございます。

3点目の現状と課題でございます。

現状から申しますと、今年度に詳細設計業務の契約締結を行いまして、今後、当該業務を地元の意見を聞きながら、年度内に業務を完了させ、その成果に基づき、より詳細で明確な年次計画、あるいは実施設計による事業費の算出など、当該事業の着手に向けた資料が作成できるものと考えております。

課題でございますが、やはり道路用地に係る地権者の理解と協力、これが一番大きいかなというふうに考えております。また、必要な財源の確保など、それとハード面におきましても、既存水路の改修や農業施設の移設など、さまざまな課題を段階的にクリアをする必要があると考えております。

4点目の今後のスケジュールでございますが、今年度の詳細設計業務を進めていく中で、あわせまして、地権者の交渉や地元の利害関係者の意見聴取や、さらには警察協議など、各種関係機関との協議を進めていきたいと考えております。本路線の安全対策の必要性については、非常に高いと認識をしているところでございまして、引き続きまして、早期に工事着手できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議 長

山田君。

○8 番

それでは、何点か再質問させていただきます。

まず1点目のこれまでと現在の自動車の通行量の変異状況ですが、ことしの2月と6月に、それぞれ県と平群町で調査を実施していただいたと。国道から川原路線への進入が369台ふえているのに対して、川原路線からの国道へは118台減少した。これはかなり樺井橋の改良に伴って、南行きの渋滞が緩和されて、北行きの渋滞が依然として慢性化しているということがあらわれている結果で、その渋滞を避けるために、入りやすくなった川原路線への流入がふえたのかなというふうに思われるんですが、いろんな理由もあると思うんですが、このことについては今後ともいろんなことで調査を進めていくということもおっしゃっていただいたんで、今後ともよろしくお願いをしたい。この件は御答弁結構です。

2点は、26年12月以降、これまでの経過についての御説明をいただきたいということで、道路用地の関係地権者に事業説明と予備交渉を行い、おおむね理解をいただいた。27年3月には、2回目の地元説明会を開催していただいて、自治会、水利組合などとの関係機関と多くの意見をいただいたということなんですけど、貴重な意見といいますか、多くの意見、どういう御意見があったのかというものを御説明をいただきたい。

3点目は、現在の状況と課題についての説明をいただきたいということで質問させていただきました。詳細設計業務を年度内に完了する予定だと。その成果に基づいて、事業の着工に向けた資料をつくっていくということですが、着工予定はいつごろになる見込みなのでしょうか。再度、お聞きをします。

4点目は、今後の方針とスケジュールについての御説明をいただきたいということですが、設計業務を進めながら、関係機関と協議を進めていくという御答弁をいただいて、川原路線の安全対策の必要性は非常に高く、早期の着手を目指して取り組むという御答弁をいただいたんですが、それでは28年度、予

算編成時期でもございますが、の当初予算の要求は、こういった業務に、どれぐらい要求されているのか、お答えを願いたいということで、よろしく願いいたします。

○議長

都市建設課長。

○都市建設課長

それでは、再質問にお答えをいたします。

まず、一つ目の地元の説明会での意見の内容についての御質問でございます。

地元のその説明会におきましては、予備設計の成果に基づきまして、道路の法線であるとか、幅員の構成であるとか、そういったことに対して、御説明を申し上げまして、意見聴取を、意見交換をさせていただいたということでございます。2案説明させていただきまして、拡幅の歩道設置の、要するにどちら側に歩道設置をするかという、そういったことも含めましての話なんですけども、地元の重立った意見としましては、やはり早期に完成をしてほしいという、それが一番大きな地域の強い意見でありました。あわせて、当然、町における必要な財源を確保してほしいという、そういった要望も含めて、意見としていただいております。

個別の意見としましては、大型車両が進入してくるという、そういった懸念ですね、規制をしてほしいということであるとか、あと、スピードの規制であるとか、そういったところの安全性の確保、そのような意見もございました。あるいは、既設に水路があるんですけども、その改修の内容であるとか、あと、水路の側壁に農業水路の管が添架されてるんですけども、そちらの移設の問題ですね、そういったこともあったという、そのようなことが重立った意見であるということで、報告をさせていただきます。

続いてですけども、年次計画、その完成時期の問題ですね。これにつきましては、これからですね、詳細設計業務を着手をしていきたいということで、これにつきましては、3月末で年度内に完了させていきたいというふうに考えております。詳細設計の段階で、当然、利害関係者あるいは地元の関係者の方々に対する意見聴取についてはしていきたいなと思っております、そんなことをする中で、総事業費、全体の実行予算を算出していきたいというふうに考えております。

当然、やはり大きな事業ですので、単年ではなかなか厳しいかなというふうに思っておりますので、総事業費を算出する中で、その後、年次計画を立案したいというようなことで、いろんな業務の想定もする中で、できるだけそういう形で、年次計画を作成する中で、そういったことでスケジュールを組み入れ

ていきたいなど、こういうふうに考えております。

あと3点目に、次年度予算の関係でございます。

これにつきましては、現在、予算の編成作業中でございます。ですので、財政部局のほうで、その辺の取りまとめは行っていただいております。原課としましては、用地購入費につきましては、この路線につきましては計上していきたいというふうに考えております。

あわせてですけれども、社会資本整備総合交付金の国の補助メニューの事業要望も、県には行っておるということでございます。

以上でございます。

○議長

山田君。

○8番

ありがとうございます。

地元説明会での貴重な意見の中では、いろいろお答えをいただきました。早期完成であるとか、財源を確保してほしい。歩道の設置については、2案の中で提案をされたということですが、いろいろな御意見もあると思います。ただ、期待が大きいということもしっかりと受けとめていただいていると思いますので、この件は、今後とも地元の意見をしっかりと耳にしながら、進めていただきたいと思いますということをお願いを申し上げます。

3点目は、着工予定はいつごろということでお聞きしたんですけど、なかなかこれはいつものことですが、相手もあってですね、交渉の過程の計画、過程の中での相手の考え方もいろいろあるので、一方的に着工予定、完成予定についてはなかなか話していただけないのは、これはいつものことなんですけど、確かに、いろんなその理由もわかります。今、課長のほうからの答弁では、年次計画の中で組み入れて考えていきたいということでございます。住民の意見の中にも、1日でも早い完成というのがございますので、その点、また、おいおい進んだ状況もまた御説明をいただきながら、1日でも早い完成をよろしくお願いします。

4点目です。今後の28年度の当初予算の要求についての質問をさせていただいたんですけど、今年度は用地購入の予算を組み入れていきたいということでございます。この用地購入が進んでいくと、いよいよまた着工の時期、完成時期も見えてくるんじゃないかというふうに思いますので、そのことはしっかりと予算計上していただいて、進めていただきたいと思いますということをお願いを申し上げまして、この件については以上で結構です。

○議長

続きまして、2点目の答弁。教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

それでは、御質問2項目めの文化センター構想に伴います町の人権施策と人権教育の考え方についての御答弁をさせていただきたいと思います。

まず1点目、人権施策の、とりわけ同和対策についての考え方としましては、同和対策事業終了以降、一般施策による対応にシフトし、男女差別や学歴差別、人種差別など、あらゆる差別をなくすための人権教育、人権施策として行っております。人権交流センターは、その中心施設というふうに考えています。

先般の議員全員協議会において、この人権交流センターにつきましては、未来に向けた新たな町公共施設の整備計画において、中央公民館及びあすのす平群とともに、新たに建設予定している新文化センターに集約化・複合化することをお示しさせていただきました。

なお、御質問の相談事業を含め、人権意識の普及啓発や住民交流の促進など、現在人権交流センターが行っております事業につきましては、引き続き、新たな施設を拠点に検討していく予定であります。同時に関係職員に対する人権教育も適宜行い、現在の対応能力を低下させないようにしてまいりたいというふうに考えてます。

次に2点目、人権交流センターの役割と今後の方向性ということの御質問だったと思いますが、平群町人権交流センターは、設立の経過として、当初は同和対策事業のもと、隣保館として建設し、同和行政の拠点として被差別地域を対象に福祉や教育水準の改善、住民の交流などの施策を行う施設として運営をしてまいりましたが、その後の法失効を受けて一般施策に移行し、人権対策全般を対象とした拠点施設としております。

センターの現状は、社会情勢の変化によります利用の減少や施設の老朽化もある中、今後の町全体としての公共施設の最適配置や現況の町財政等も考慮し、現人権交流センターの閉館の方針を示させていただきました。ただ、建物につきましては閉館となりますが、その役割であります人権教育・啓発、交流事業等につきましては、新文化センターにおいて、継続していく考えております。また、貸し館事業を含め、現在、利用されておられる方につきましては、利用者の動向も把握しながら、経過措置の必要性も含め、対応の検討をしていきたいというふうに考えています。

続いて、3点目の人権教育推進教員の果たす役割についての御質問です。

現在、平群小学校と平群中学校に、県費の人権教育推進教員を計2名配置しております。国は地対財特法が法期限切れになった平成14年4月から、これまでの同和加配を終了し、いじめ、問題行動、不登校対応の加配に一元化して、

新たな加配を行うこととし、このことを受けて、県教育委員会は、学習指導や生徒指導及び進路指導等において、教育上、特別の配慮を要する児童生徒の課題を克服し、当該学校の人権教育を積極的に進めるため、人権教育推進教員を置くこととしたところであり、これが役割でございます。

昨今、児童生徒を取り巻く状況は大変厳しく、いじめ、不登校、児童虐待など、課題は山積しており、子どもたちの人権にかかわる課題の解決に向け、また、人権教育推進のコーディネーター役として、人権教育推進教員が果たす役割はますます重要になってきており、今後も教育委員会と学校が連携して、これら多くの課題の解決につなげていきたいというふうに考えております。

次に4点目、社会の格差拡大等の状況に関しての御質問がございました。

現在のところ、個々の地域を特定とした学力の実態や進学の調査というのは、町独自では行っておりません。ただ、全国学力・学習状況調査の結果をもとに分析した国のデータからも、全国的な特徴として、家庭の経済的背景が学力に影響している傾向があるというふうに言われてます。

ちなみに、生活の経済的困窮という点では、平群町の全学校区の就学援助制度の認定状況を見ても、平成26年度では142名、平成27年12月現在では154名の認定と、年々増加傾向にあり、経済的に厳しい家庭が平群町の中でも増加しているということがうかがえます。

最後、5点目の子どもの習字教室等、地域交流促進事業の方向性についての御質問です。

地域交流事業につきましては、クラブ活動やレクリエーション、教養・文化活動等を実施することにより、地域住民の交流を図る事業ですが、人権交流センターにおいては、子ども習字教室やそろばん教室、花の寄せ植え教室などを実施しております、現在。習字教室並びにそろばん教室につきましては、一定その役割を果たしたことから、時期は未定としてますが、今後の実施については、廃止の方向で考えております。

交流促進の観点からは、教育委員会で実施しております生涯学習教室や学童保育、さらには、地域住民との連携により実施しております放課後子ども教室や、総合型地域スポーツクラブの展開などを通じて、今以上の質の高い居場所づくりや、交流の場の提供をしていきたいというふうに考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

山田君。

○8 番

ありがとうございます。

何点か再質問をさせていただきます。わかりやすく再質問させていただきたいと思っておりますので、端的にちょっとお答えをいただきたいと思いますので、よろしく申し上げます。

まず、1点目は、人権交流センターは、これまで、あらゆる差別をなくすための中心施設としていましたが、これからは新文化センターに集約化・複合化をしていくと。引き続き、新たな施設を拠点に検討していくという御答弁をいただいたんですが、本当にこれまでどおりにやれるんですか。

町長は、地元の説明会の中で、人権啓発事業はやるというふうにおっしゃった。ほかのことに対しては言明されていない。引き続き、新たな施設を拠点に検討していくということは、やるのか、やらないのかも検討するという意味ですか。相談事業というのは、本当にできるんですか。今もいろんな相談が人権交流センターでは、数は少なくとも行われています。そのことの相談事業が、本当にできるのか。

といいますのは、そのそこで、関係職員の人権教育も現在の対応能力を落とさないようにしていくということをおっしゃいましたが、対応する職員の方々も、しっかりと人権についての勉強をしていただかなければならない。最近、県においても職員の人権意識が、かなり低下しているということもささやかれています。そのためにも、しっかりと学んでいただかなければならない。

その一つの機会としては、国・県・郡の隣保館協議会があります。今現在は、補助金をいただいて、隣保館の運営補助を国からいただいて、その中からも負担をして、負担金も支払っておられます。全国隣保館協議会ですかね、全隣協の研修にもこれから参加されていくんですか、研修費も必要になってきますけども。どのようにして対応能力を向上されるのか。先ほどおっしゃった対応能力を落とさないようにとおっしゃいましたが、どのように、具体的に対応能力を落とさないように、逆に向上していくようにされていくおつもりなのか、お聞きしたい。

2点目です。

一般施策に移行して、人権対策全般を対象とした、今現在は拠点施設であるというお言葉をおっしゃいましたが、一般施策に移行してですね、平群町は部落差別はあらゆる差別と並列して考えておられるんでしょうか。

同対審の答申では、先ほど言いましたが、「同和行政は、基本的には国の責任において当然行うべき行政であって、過渡的な特殊行政でもなければ、行政外の行政でもない。部落差別が現存する限りこの行政は積極的に推進されなければならない」という答申でございます。あらゆる差別の根幹であると思っておりますが、県は人権交流センター・隣保館の必要性や有用性を積極的に示し

ていく必要があり、地域社会におけるさまざまな福祉制度との連携した取り組みが重要になってきているというのが県の考え方ですが、逆行しているのではないですか。その点についての見解を、明確にお願いをいたします。

それから、役割である人権教育、啓発、交流については、新文化センターで継続していくんだという御答弁をいただきました。現在の利用者については、動向も把握しながら対応の検討をしていきたいという御答弁でしたが、新たな町単独費の事業として行うということですか。現在、人権交流センターの運営費は、約七百万の国からの補助金をもらっています。26年度の決算書では、運営費の全体の決算としては2,200万円、人権交流センターに2,200万円かかっていることになってる。このうちの人件費が1,880万円です。常駐されている方と館長として常駐されていない、ふだんは教育委員会におられる館長、その方の人件費も入っています。現実的には、人件費を除いて300万ちょっとですよ、の運営費になっています。で、国からは700万円いただいている。400万円がまだ人件費に充てられているというのが現状です。人権交流センターが必ずしも、町のお金で諸経費がかかっているわけではない。そのいただいたお金の中から各種の補助金や負担金を捻出もされています。その中に300万円が入っています。

これから、同等の事業を進めていかれるというのであれば、町単費になってくると思うんです。この補助金はいただけないことになると思うんですが、そのことについても、まずいただけるのかどうかお答えをいただいて、町単費で運営、今までと同じような業務を行われるのか、お答えを願います。

それと、動向の把握、現在の事業の存続意義については、どうお考えなのか。動向といいましても、今現在、いつもお話をさせていただいてますが、カラオケクラブ等も実質行われております。これまで文字と学力等を奪われてきた高齢者の方々が、なかなか社会と交流を持ってない。言葉の壁でですね、しっかりとコミュニケーションがとれないということで、なかなか外に行けない方々がカラオケ等、地元で行われています。老人福祉センターでもあるんですが、そちらには結構な人が集まられてるようですが、なかなか来られない。

しかし、今現状は地区以外の方も、かなり人権交流センターに集われているようです。その中で、正に人と人としての交流が深まっているというのが、カラオケクラブの中でも見られると思うんですが、そういった現在の存続意義というのはどう考えておられるのか。そのことをお答えを願いたい。

3点目は、人権教育推進教員が果たす役割はますます重要になっておりということで、御答弁をいただいたんですが、まず、人権教育推進教員の任務というのは何なのか、確認をしたい。

それから、同和加配が終了した現在も、名称が変わって人権教育推進教員と  
なって、全ての児童生徒が対象と、広くなりました。しかしながら、同和地区  
の校区の小学校、中学校に加配されているのが現状でしょう、平群小学校と平  
群中学校に1名ずつ。その意味と意義を、町はどのように考えておられるん  
でしょうか、お答えをお願いします。

4点目は、貧困の状況で格差拡大と被差別地区との関係なんですけども、町  
は個々の地域を特定して、学力の実態の調査は町独自で行っておられないよ  
うですが、国のデータからも全般的に特徴として、経済的背景が学力に影響  
している傾向がうかがえる。であれば、なぜ、同和地域の全体的学力の実態  
や進学  
の調査はされないのでしょうか。そのことをお答えをお願いします。

5点目ですが、習字教室やそろばん教室については、一定その役割を果た  
したので、今後、実施を見直すという御答弁をいただきました。役割を果た  
したというのは、どういう役割を果たしたのかお聞きしたい。教育水準が改  
善され  
たということをおっしゃりたいのか、役割を果たしたということは、どうい  
う意味なのかお願いをいたします。

それと、今以上の質の高い居場所づくりや交流の場の提供をしていきたい。  
今以上の質の高い居場所づくりや交流の場ってというのは、具体的にどうい  
うこ  
とで考えられておられるのか。地域交流促進事業のあり方ってというのは、  
その  
ような目的なんでしょうか。

と思いますので、そのことについて、以上、いろいろと言いましたが、明  
確に  
短い言葉で、できるだけ短い言葉でよろしくお願いをいたします。

#### ○議 長

教育委員会総務課長。

#### ○教育委員会総務課長

さまざまな観点から多くの再質問をいただきましたので、満足に答えれるか  
どうか  
わからないんですけど、まず1点目のその新施設で、現人権交流センター  
一事業  
を引き続き行うことの検討とはどういうことかというふうなことではな  
か  
ったのかなと思います。

一応、今現在、人権交流センターのほうでは、相談事業や住民のクラブ活動、  
各種  
教室、各種講習会、人権啓発活動、人権学習会等、そういったものをや  
っ  
ておりますけども、これらの事業全てをそのままスライド、新しい施設にス  
ラ  
イドするということではなくて、事業の現状や内容を精査しながら、今、申  
し  
上げました現事業を基本的にはベースにしながら、社会情勢や新施設にマ  
ッ  
チしたものとして、今後、検討して再構築していくというふうな考え方  
で  
す。

それから、それを運営していく職員の人権研修についてですけども、これに

つきましては、現時点でも一緒なんですけども、人権研修の重要性や人権問題の重要性を鑑みながら、今現在は人権教育としては教育委員会が、人権啓発としては行政総体として、町長部局であります総務防災課が受け持つという、こういうスタンスをとっており、その中で職員研修を充実強化していくというふうなことになると思います。

また同時に、人権教育推進協議会が活発に活動してもらってますんで、この人推協が取り組む人権学習についても、積極的に職員参加を進めていくというふうなことで、スキルアップを目指していきたいというふうに思っています。

それから次に、これまで人権施策の中で同和対策施策が中核となっていたけども、他の人権対策、全ての差別にっていう人権対策ということになりますけども、これを並列に考えようとしているのかという御質問ではなかったかと思えますけども、これにつきましては、議員の御質問の中にもありますように、差別事象の実態というのは、その時々々の社会情勢とともに変化をしております、現代社会におきましても、部落差別や民族差別、人種差別、女性差別、障がい者差別、場合によっては宗教差別等々、多様な差別事象が起こっております。したがって、その中で順列をつけるというのも少しおかしな話になるのかなとは思いますが、ただ、人権について考えた場合、これまで経験してまいりました部落解放の取り組みについては、これまで取り組んで学んできた歴史というものは、非常に大きなものがあつたことの認識はあります。これは事実であります。このことは、忘れてはならないというふうには考えます。

それから次に、新施設で新たな事業を新規事業として、町予算のほうで行うことになるのか。現在、その補助金がありますけども、これは今後も引き続きあるのかどうかというふうな御質問であったと思います。基本的には、人権交流センター・隣保館としての人権交流センターに対する補助金制度がある以上はあるんですけども、これがなくなりましたらなくなると。したがって、新しい事業については、先ほど申し上げましたように、必ずしもお金が伴うってということにつながることも含めてありますので、財政状況も鑑みながら、事業の中身を落とさない、そういうものを今後目指していきたいというふうなことで、内容のことにつきましては、先ほど申し上げましたようなことで考えております。

それから、現在、その人権交流センターで行っておりますさまざまな教室、クラブ等々があります。これらにつきましては、先ほど、初めに御答弁させていただきましたようなことについて、事業の状況とか、今現在、参加されております住民の方の声も聞きながら、経過措置も含めて考えていきたいというふうには思っております。

それから次に、人推教員のことがありました。人推教員の任務をどう考えているのかという御質問だったと思うんですけども、人推教員の任務につきましては、県の設置要綱により、これはまず定められておまして、所属校におけます学習指導を行うとともに、四つの項目が大きく掲げられております。

一つ目は、学校長の指導のもとに人権教育推進上の重点課題を明らかにし、その推進と充実を図ること。

それから二つ目は、学習指導や生徒指導、進路指導において、教育上、特別の配慮を要する児童生徒の実態把握に努め、課題を克服し、その指導や相談を行うこと。

それから三つ目は、家庭及び地域の実態を把握し、人権教育推進の具体的目標を設定し、推進計画を作成し、その具体的実践について、指導的役割を果たすこと。

四つ目は、各学校間におけます連絡、連携に努め、地域で実施されております諸活動への参加など、地域や家庭との連携を図ること。

この4点を中心としながら、学校・園の教育課題の解決に努めることを役割としております。

それから5点目に、人推教員の配置が平群町の場合2人ということで、配置先が中学校と平群小学校ということになってます。これは、どういうことを意味してるんやというふうな御質問じゃなかったかなと思います。

中学校につきましては、当然、平群町は町内全域が1校ですので、対象になってます。ただ、小学校については3校あります。その中で平群小学校に配置されているっていうことにつきましては、教育委員会としましては、先ほど申し上げました人推教員の役割や、任務の役割を考えた場合、可能なら全小学校に加配があるっていうことを希望しますけども、学校規模や統廃合があった学校である。かつ、同和加配がそれまでにあったっていう過去からの経緯も加味される中で、この2校に、県教委のほうから配置を決定しているのではないかとこのように考えております。

それから、学力実態等の実施を、なぜ同和地域の実態調査を行わないのかというふうな御質問です。これにつきましては、先ほど来申してますように、法失効があって一般施策に移ってます。したがって、被差別地域を法的上、公にしていない現在社会におきまして、特定地域のみを調査することが果たしてよいのかというふうなこともありまして、やっております。

それから次に、現在やっております習字教室等の役割はもうなくしてるというふうなことを先ほど申し上げました。その根拠はという御質問であったと思います。そもそも隣保館の目的は、人権啓発の住民交流の拠点となる、開かれ

たコミュニティーセンターとして、人権課題の解決のための各種事業を行うとしておりました、現その習字教室、そろばん教室等の実態としましては、そういう意味では希薄化しておりました、これらはその教室の位置づけとしては、いわゆる今後、今以上の質の高い居場所づくりの具体的なことも御質問ありましたけども、含めて、いわゆる今後の子どもの居場所づくりとして、学童保育の充実化とか、地域の方の協力も得ながら進めております放課後子ども教室の充実強化にシフトしていきたいというふうな考え方をしております。

以上です。

○議 長

山田君。

○ 8 番

ありがとうございます。端的に何点かだけ、再質問させていただきます。

基本的に、考え方が私とは少し違うというのが印象でございますが、何点か質問させていただきます。

1点目について、これまで行った事業も含めて、精査しながら進めるという御答弁をいただいたんですけど、これは、基本的には、人権交流センターを統合するということでありながら、何も考えられていない。何も検討されていないというあらわれであって、これから検討すると。人権交流センターのあり方自体をどういうふうに考えられているのかなということを疑問に思う内容でございます。何回も何回も同じことを聞いても答えは一緒なので、このことはそういうことで結構です。

それと、対応能力を落とさないようにしていくのに、人推協の職員研修であったりを進めていく。そういう決まった部分だけでの教育では、私は向上はなかなかしないですよということをお話ししてるんです。それは、町の方針であって、全体的にいえることは、同和施策は一般施策に移行しているんで、それは町の方針、考え方であるのは仕方ないかもしれないけども、今の状況では、これ以上、新しい図書館と一緒に併合されたときには、進まないのではないかということをお心配します。1点目は、これで結構です。

1点目、2点目というよりあとですね、一般施策に移行したので、部落差別を順列をつけるのはおかしいということをおっしゃいました。しかし、同対審答申でも、ハード的同和对策事業だけではなしに、部落差別が現存する限りは、これは行政の責任だという答申なんでしょう。国が図らずもつくった差別だということを、国が、答申は認めてるわけでしょう。当然、いろんな差別を撤廃しなければならない。女性差別も含めて、障がい者の方に対する差別も含めて、一緒になって考えていかなければならない。しかし、部落差別は国の責任

であるということを、答申では言ってるわけですよ。幾ら一般施策に移行されたとしても、行政はしっかりとそれにかかわって、差別を撤廃していくという責務があるというふうに、私は思います。そのことも幾ら話しても平行線だと思います。

あと、人権交流センターの運営費、これを今、隣保館という流れで補助金をいただいています。そういう意味で、明確に答えていただきたいんですが、補助金は文化センターと統合されたときに、もう補助金はなくなるんですよね。これを明確に、まずお答えをいただきたい。

で、補助金はなくなって、町単費であって、財政が厳しい中で、その中でも質の低下を招かないようにしておっしゃってるんですけど、いろんな事業に対しては、講師を招くにしても、何したってお金が必要になってくることはたくさんある。そのことを避けていって、今の質を下げない。そのことは、私は理解できない。下がるのが当たり前ではないかと思います。このことも平行線で結構です。

3番目は、人推教の先生方の加配、これは、これまでの経緯から、過去からの経緯で、平群小学校と中学校におられる。それこそ、部落差別から目を背けてられるんじゃないんですか。現実には、奈良県下の中では地区にそういう先生がおられるわけでしょう。それで、今現在もその先生方を中心に、人権交流センターでは人権ふれあい連絡会というのがあるわけでしょう。そういう先生を中心に、地域の子どもたち、同和地区の子どもたちの現状を見守っていただけてるわけじゃないですか。

格差の中でも言いましたが、格差が激しい、貧困率が高いとどうしても学力の低下を招いている。それは、同和対策事業の中で、しっかりとその事業に乗っかって、学力の向上に乗れた家庭もあるんですけども、過去からそういう認識が不足してですね、それは本人の勝手だと言えば勝手なのかもしれませんが、学力が今の子どもたちの親御さん、私たちと同年代も学力の向上に至らなかった。その結果、自分たちの子ども、今の子どもたちも学力が低下しているという現状が、子どもたちもいるという現状もあるわけでしょう。現実問題として、そのことによって、就職の問題や結婚の問題にもかかわってきてしまうわけですけども。平群町の生活保護の世帯で、余りいいことではないんですけど、現実的に、若井の生活保護の世帯が全体の中の40%を占めてるんですよ。これが現実でしょう。

そういった中で、人推教の先生方も、将来の子どもたち、しっかりと学力を向上させる努力も必要だ。それには家庭の問題もあるということで、連絡会を持ってられるわけでしょう。そのことを町は目を背けてるんじゃないんですか、

今のお話では。難しいところは見ない、見ないふりをする。それで進んでるんじゃないんですか。

4点目ですが、これは先ほどと言ったことと同じになります。特定の地域を見るのはいいのか。現実的には人推教の先生方はしっかりと、先日も教育委員会で、同和地区の生徒の人数をっていうことでお聞きしたんですけど、なかなかそういうことは見ていないというのが表向きで、調べるのに住所なんかから見て、かなり苦労されたということで聞いてますけども、現実的には、わかってるはずなんですよ、ちゃんとかわかっていただいているんですから。そのことを見てないんじゃないかなというふうに思います。

5点目ですけど、そろばん教室や習字教室が希薄していると。質の高い居場所づくりは、放課後子ども教室なんかでやっていきたいというお言葉をいただいたんですけど、これも何かずれてるんじゃないかなと。今、確かに、習字、そろばん教室、地区の子どもたちがしっかりと参加しなければならないのに、なかなか参加人数が少ない。これはいろんな考え方もあるのかもしれませんが、保護者の方々の勉強に対する意識も低いのかもわからない。

ところが、今、言えることが、そろばん教室では、町内で30名の子どもたちが参加しています。そのうちの地区の子どもたちが6人、24名の子どもたちがそろばん教室に参加しています。これは、物すごく大きな意味を持つんですよ、そのことに目を向けられていない。

その子どもたちは、地区の中で学んだということで、将来偏見もなくなるんじゃないですか。私、僕たちは小さいときにそこで学んだ。何も変わっていない、何もおかしなところは、何も怖いことはない。それが、その子どもたちの人権意識の改革、人権差別意識がなくなる結果になっていくんじゃないんですか。だから、地区にあるから意義があるんですよ。そのことについて、町は目を背けられているんじゃないか。

もう一度言いますと、補助金のことと、私の全体的考え方については、もう一度お答えを願いたいというふうに思います。

○議長

教育委員会総務課長。

○教育委員会総務課長

補助金につきましては、隣保館事業としての補助金については、なくなれば当然なくなるというふうなことで、それに伴って、事業だけをスライドさせて、スライドっていうか、新しい施設ですとなれば、現補助金がない中では、その分、単純に言えば町負担になるんじゃないかっていうふうな、そういう論理かかっていうふうには思うんですけども、単純にそういうふうには考えておりま

せんので、新しい施設で、全体としてのスケールアップの効果もあると思いますし、新しい事業の中で考えていけるというふうには思います。

それと、これは直ちに人権交流センターを来年、再来年には廃館してという、今はそういう話ではありません。新文化センターができて、その後、数年の中でということですので、少なくとも5年程度先、早くても5年程度先の話でありますので、当然、その方針っていうか方向性とした、大きな方向性として示したものでありまして、その中で、新文化センターの中で、人権交流センターとして、現在社会の中でマッチした人権対策を進めていくというふうな考え方をしています。

人権相談につきましても、これは5次総の中にもちゃんと位置づけておりますように、相談体制を充実するというふうに方向づけてますので、そういう方向で考えていくことになるというふうに思います。

それから、人権教育推進教員の加配につきましても、今現在2名で、先ほど、議員がおっしゃいましたように、ふれあい連絡等々なんかを中心に、子どもたちの指導や、相談に応じたりすることで当たっております。その辺につきましても、今後も引き続き、その連絡会を通じて、今現在の子どもたちを取り巻く環境、状況っていうのは非常に多種多様に、大きな問題が潜んでおるといいますので、そういったことも含めて対応していただくと。一応、中学校に1名、平群小学校に1名ということですが、基本はその学校への人権教員の配置ということになりますけども、地域との連携、小学校・こども園等々の連携も含めて役割としてありますので、その中で対応していただくというふうなことを思っております。

それから、地区の学力実態の話を見せてもらいましたけども、現実にはわかってるはずではないかというふうな御意見でした。恐らく、その地区だけじゃなしに、学校の先生方は、平群町全域のそれぞれの状況っていうのは把握してもらってるはずですよ。今月末には、ことしの全国学力実態調査の分析を各学校で進めてもらってます。その結果報告をして、全体として、平群町全体の小学校、中学校の学力実態がどうか、生活実態がどうかということについて議論して、問題点については課題の克服に向けてというふうに進めようというふうにしております。

それから、最後、その習字教室等の参加で、地域の子どもの参加が少ないということ、そこに着眼する必要があるんじゃないかということで、地域にあるから、それこそ意義があるんじゃないかというふうな御意見でした。これにつきましては、意見の違いもあるのかもわからないですけども、御意見として賜っておきたいというふうに思います。

○議 長

山田君。

○8 番

どこまでいっても平行線の部分はあると思うんですよね。

ただ、同和問題は一般施策に移行しています。町の考え方でどういう方向に進んでいくかになってくると思うんです。

ただ、私はそのハードな部分で、町費を費やして、問題にかかわっていきなさいって言うてるわけじゃなしに、今まだ補助金がある。その中で、いろんなことができるはずですよ。それと、ソフト面でもしっかりと対応していきたいということでの話をさせていただいてる。そういう意味では、私は町長の意見もしっかりとお聞きをしていきたいというふうに思うんですが、最後に、町長にお聞きをしたい。

まず、町長の認識として、部落差別はまだ存在しているのか。いやいや、もうそういうのは過去のことであって、ほとんど現実的にはないのではないかとされているのか。

それと今、宇陀市では、何か人権交流センターを老朽化のために建てかえるということも耳にしています。新築ですよ。ちょっと調べていただいたところによると、人権交流センターの耐震工事の補助金として、国が2分の1、県が4分の1。起債の部分については調べられていませんが、町単としても4分の1のことで、耐震工事もできます。

この間の説明会の中でも、避難施設としても、地域住民、また近隣住民にとっても重要な拠点でもあります。文化センターを建てられるということですが、西館は昭和49年に開館して、東館、今休館している児童館は昭和54年に開館しています。当然、新耐震、昭和56年以前なんで、耐震診断は必要になってきますが、例えば、今現実的に東館は閉館、休館しています。どちらかを残すという方法もあるんじゃないかと思うんですが、そのことについては、町長はどのようなふうにお考えですか。

○議 長

教育長。

○教育長

今の部落差別がなくなっているのかというふうな御質問にお答えしたいと思うんですけども、県の市町村、人権同和問題の啓発連協という組織がありまして、昨年度、2012年、13年、14年の差別事象という数字を報告してくれております。

部落差別につきましては、平成12年には7件の事案が見つかっております。

平成14年には8件というふうに、こうなっております。減ってるからいいんじゃないかというふうな問題ではないと思うんですね。これはゼロになっても、心の中に、そういうふうな差別意識が潜んでいるかもしれないということで、先ほどから議員が御指摘のように、継続して粘り強く取り組んでいかなければならない。こういうふうに思っているところでございます。

しかしながら、一方で、障がい者に対する差別が7件から13件にふえてきた。それから、高齢者に対する差別につきましては5件から40件というふうに、8倍にも膨れ上がっております。今、問題になっております子どもたちへのいじめ、それからDVとか虐待、そういうような事案も22件から56件というふうに2.5倍に膨れ上がっております。ですから、先ほど来から、課長が答弁しておりますように、部落問題を基礎としますけれども、いろんな差別が惹起してきている、これも事実でございます。

それから、部落解放運動が同和教育に、その同和教育が発展して人権教育に至ったことを念頭に置きながら、さらなる人権啓発に関係機関の方々と相談しながら進めていきたいなど、このように考えております。

以上です。

○議 長

町長。

○町 長

1番目は、部落差別は現存するののかという、私の認識についてお尋ねでございますが、今、教育長が述べましたように、今、社会の情勢が非常に複雑化しております。そういった中で、この部落差別ということにつきましても、これは人の心の中の問題でございますが、全て解消されたと、なくなったという認識はしておりません。あらゆる差別問題の中の一つとして、現存しているという認識でおります。

それから、施設の統合についてでございますが、避難施設につきましても、現在の人権交流センター東館・西館が廃止になればですね、避難施設として新たな施設を探していかなければならないということで、そのことにつきましては、現実には人権交流センターが廃止になるまでに、決定していきたいというふうに思っております。

全体的にですね、町有施設が非常に老朽化してきている中で、あちらにも、こちらにも似たような施設があるということは、町にとりましても非常にランニングコストも含めて、人件費も含めまして経費が膨らんでまいりますので、それは、そこはできるだけ統合していくということが基本的な考えとして、あるいは、更新も含めて、更新すべきものは更新していきましますし、延命化してい

く分につきましては延命化していくという考え方で、今現在、公有施設の総合管理計画を立案に向けて計画しておりますけども、基本的な考えといたしましては、できるだけ統合していくということになってまいります。

今、人権交流センターにつきましては、国の交付金のお話がありました。新たな統合される施設につきましては、国のあらゆる交付金、あるいはまた有利な起債などを活用しながら、取り組んでいきたいというふうに思っております。

○議 長

山田君。

○ 8 番

もう何度聞いても平行線になる部分もあると思うので、あんまりもう質問は避けたいと思うんですけども、今、町長から御答弁をいただいて、避難施設については、決定していきたいと。決定していきたいというのは、指定を決定するというだけの話ではないですか。新たに建てるわけではないわけでしょう。だから、今ある施設のどこに指定するかというだけの話であって、根本的な解決にはなっていないと思います。

それと、似たような施設がいっぱいある。人権交流センターは似たような施設ですか。その見解については、私は一言異論を申し上げたい。そのことについて、別に答弁は要りません。

それと交付金、人権交流センターの運営の補助金と、その文化センターが建てる交付金、意味合いが違いますよ。何でも一緒にしないでほしい。という意味では、同対審答申の中での部落差別をどう考えていくかということの根本的な考え、一般施策に移行しながらでも、行政がどうかかわっていかねばならないということを、私は本当に理解されてないんじゃないかなと疑いたくなる。

町長、よく適正配置という言葉をおっしゃるんです、最近ね。文化センターの中に人権交流センターと公民館を統合することが、私の中では果たして適正配置なのかな、適正で正しいことなのかなという疑問が残ってますよ。

この間ね、平成21年4月には憩の家が廃止されて、23年4月には共同浴場が廃止された。同和対策事業で劣悪な環境を改善するために、いろんなことで建設されてきた施設ですが、一般施策に移行のために、町財政が厳しいということでも、地元の住民は受け入れてきたんです。これは岩崎町政になってからなんです。今また文化センター建設のために、同和行政と人権交流センターを捨て石にするのかっていうように考えてしまいます。人の心を踏みにじるような施策と私は言えます。

今後、この町で大きな人権問題が発生することがあれば、町の人権施策の考

え方に問題があったということにもなり兼ねない。すなわち、履行した町長の人道的責任が問われる可能性もあるということ、私の考えとして指摘をさせていただきます。一般質問を終わります。

○議長

それでは、山田君の一般質問をこれで終わります。

午後1時30分まで休憩をいたします。

(ブー)

休 憩 (午前11時45分)

再 開 (午後 1時30分)

○議長

それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

(ブー)

○議長

冒頭であります。住民生活課参事が他の公務のため欠席の旨、報告を受けております。

発言番号10番、議席番号9番、高幣君の質問を許可いたします。高幣君。

○9 番

こんにちは。議長の御許可をいただきまして、2項目について質問させていただきます。前向きで、明確な御答弁をいただきますよう、お願いいたします。

まず、質問の冒頭に当たり申し上げますが、本定例会の初日に議案第51号の議員報酬15%削減が町から提出され、否決され、本町の財政に対する不安が私に与えられました。さらに、議員の発議で本町の固定資産税を、来年度から3カ年で、現行の超過税率を標準税率へ引き下げる、これも可決され、本町財政への不安を助長するところでした。

しかし、本日一般質問でございますので、事前、通告どおりに1番目の質問に入ります。

まず、駅前出張所より文化センター・図書館を優先にしませんかであります。

去る9月の一般質問で、平群駅前に町民が身近に感じる役場と考えて、住民サービスの窓口設置を訴えましたが、その後の進捗状況はいかがでございますか。その中で、文化センター構想が10月末に発表されました。その駅前窓口は、簡単な政策あり、早急に考えていただきたいと思っております。

しかし、次の課題である(仮称)文化センター等の構想には、私は大賛成であります。既存公共施設の集約化、複合化による駅前の活性につながり、大き

な町民の夢であります。さらに、昭和40年代初期に建設された現中央公民館等の老朽化、危険防止対策にもつながります。現在、策定中の公共施設等、総合管理計画との整合性を考えている最中と思いますが、全協での説明のとおり、国や県の各事業債等の補助メニューの獲得について努力されていると思いますが、その後の進行状況はどうなっているか尋ねます。

次に、駅前センターができれば、本町内の近鉄4駅からの利便性が上がり、また平群駅前の開発工事にも大きな役割を果たすのではないのでしょうか。本年9月国会で改正された民間資金等の活用による、公共施設等の整備等の促進に関する法律も検証する必要があるでしょう。

ほかにも、国内の他自治体では、公民館や図書館では民間資金、通称PFI手法と呼ばれておりますが、の導入も考えられている状況です。最近のマスコミでも、ツタヤ、スタバ等も参考にした公共施設があり、民間企業の建設への協力参加を求めるのも一つのシステムでございます。このような、PFIの研究もすべきではないのでしょうか。いかがでしょうか。

次に、ちょっと小さな話題ですが、今、NCバス停留所、これは平群の駅でございますが、の駐車場で建設工事が始まっているんですが、町民が何かできるかと興味津々であります。この工事については、地主、施主のプライバシーもあると思いますが、開発中の駅前には、大きな町から出費されているわけですから、町民の税金でもあり、この工事は何か知る権利があるのではないのでしょうか。この駅前開発は、国や県が訴える地方創生の柱にもなります。この工事が、駅前を変える工事かと私は思っております。町民に知っていただくためにも、お尋ねをいたします。

また、駅前平群観光の玄関、顔であります。本町の人口増にもつながります。駅前の開発は人口減少のストップにつながり、町民の皆さんの利便性を考えることです。駅前開発は、今の行政の環境下のもとでは、町民の夢であり、そして、子どもたちも夢に考える文化センター・図書館構想も含めて、現在策定中の公共施設等の総合管理計画は、既に他市町村では提出されているところもあります。本町のまち・ひと・しごと創生総合戦略について、町長はどのように思っているかをお尋ねいたします。

この質問の最後に申し上げます。必ず、平群再生のために、駅前開発の成功は町の創生であります。文化センターは必ずお願いをしたいと思っております。

2番目の質問です。

太陽光発電設置工事に対して、一般家庭に対して補助金支給を考えないといけないんじゃないのでしょうか。現代は、省エネルギー時代です。公共施設での太陽光発電については、町は本年度の一般会計補正予算（第4号）で、ふれあ

い交流センター、はなさとこども園で再生可能エネルギー等の導入が提案されており、可決になるでしょう。まあ、なりました。このように、公共施設での設置は当然のことですが、一般住宅にも導入を進める時代です。既に、福貴の総合スポーツセンターでは、建設が始まっています。

そこで、民間の住宅においても省エネルギー時代です。来年度予算で、町内電気工事会社や、電気屋を利用した場合の太陽光発電の購入に対して、その設置工事を行う場合、町補助金を支給する時代です。町の経済活性化にもつながります。28年度から、最低でも10%から20%ぐらいの一般住宅向け町補助金を考えるときです。町のお考えをお尋ねいたします。

以上の質問に対して、前向きな町長等のお考えを、具体的にお述べいただきたいと思っております。よろしくお願ひいたします。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

それでは、高幣議員より、ただいま文化センター関連について、大きく4点ばかり質問をいただきました。順次、お答え申し上げます。

1点目の住民サービス窓口の駅前設置についてであります。現状といたしましては、9月議会において、住民生活課より、議員からの貴重な御提案として、受けとめさせていただきますと答弁させていただいたとおりであります。この件については、(仮称)文化センター・図書館建設に向けた取り組みの中でも、一定の検討をしてまいりたいと考えております。

2点目でございます。(仮称)文化センター・図書館建設に向けた取り組みの状況について、お答えいたします。

(仮称)文化センター・図書館建設については、平成27年10月29日開催の全員協議会において、建設に向けた取り組みの背景、町内公共施設の現状と課題、整備の方針、建設規模、整備手法など、町の基本的な考え方をお示しさせていただきました。あわせて、概算事業費と、今後の財政見通しについても説明をさせていただいたところでございます。

また、この新センターの建設については、中央公民館、あすのす平群、人権交流センターの機能を集約化・複合化し、既存公共施設の統合廃止、解体という整備手法を考えていることから、平成27年11月14日、地元若井大字役員の皆様を対象に、人権交流センターの今後のあり方についての町の考え方を説明させていただきました。

この新センター建設は、まだまだ基本構想の段階であります。今後の取り組みとして、議会や住民の皆様と十分な議論をしていくための資料として、基

本計画策定の準備を進めているところでございます。

3点目、議員御提案のPFI手法については、現状では参入する企業がなかなか見込めないことや、事業スケジュールが従来型に比べ、遅くなるデメリットが生じることが想定されるため、導入を考えておりませんが、整備に当たっては、平群町にとって最善の手法、公共施設等の老朽化対策に係る地方財政措置等を活用しながら、平群町にとって最善な手法で進めてまいります。

次に、駅前広場西側のNCバス停留所跡の工事の件については、個人様が主体で行われているものであり、町からの答弁は差し控えさせていただきます。

最後、5点目の文化センター構想と、まち・ひと・しごと創生総合戦略についてお答えいたします。

総合戦略については、現在開催中の策定委員会において検討中であり、本町における人口減少と地域経済縮小の克服に向け、今後5カ年の目標や、具体的な施策を取りまとめているところでございます。そのような取り組みと並行して、(仮称)文化センター・図書館を平群駅前に設置することは、駅周辺整備事業との相乗効果により、平群の中心市街地の活性化につながるものであり、平群創生に向けての取り組みであると考えております。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。

この問題に関しては、全てが町民の皆さんが主役ではないかと、私はかように思っております。最近流で言うと創生とか創新とか、そういう言葉ではないかと思っておりますので、前から出ているこの問題についての話し合いですので、そこから考えるに、今度の全員協議会で行われるところで、私は十分聞きたいと思っております。ひとつ、その中身については、きょうは結構でございますが、そういうふうな創生総合戦略というんですか、今度の全員協議会での説明は、私は受けて立っていきたいと思っておりますので、よろしく願いをしたいと思えます。

そこで、目線をちょっと変えますが、人口の問題でございますが、やはり、今、私どもの平群町は人口は一定じゃなくって、下降ぎみの状態が続いております。そこで、じゃあ、どうしたらこれから人口がふえていくのか。若干、話がそれていくかもしれませんが、私自身は、常に平群へのUターン現象を考えてるわけです。これは、いわゆる総合創生という意味から見ても、やはりこの町の人口が伸びていかないと、これからやっていくいろんなこと、やは

りお金が必要なんです。そういう意味で、私自身は常にお金が入る方法は何かと考えております。

そこで、ちょっとこれは全く横へそれるかもしれませんが、やはりお金というのは人口ですから、こんなことを考えたんです。孫さんのUターンっていうことを考えてみました。考えてみると、やはりいろんなこれからのまちづくりでは必要なことは、魅力のあるまちづくりでございます。そういう意味で、孫さんが帰ってくれると、そんな町をつくれれば、もっともっと人口がふえていくんじゃないかと、かように思っています。そのためにも、これから財政の苦しい本町でお過ごしの皆様方は、我慢の字で考えていただく。我慢をして、そして、やはりまちづくりに協力いただきたいと、そんなふうに思っております。そのためには、文化センターとか、図書館とか、そういうふうな町の皆さんに、魅力のあるものをやっていかないといけないんじゃないかと思っております。この辺は、町長がお考えだと思いますが、どういうふうになっていくのでしょうか。

そこで、もう一点お聞きしたいんですが、町長自身が、今回の初日のところで、町長御挨拶の中で役場を持ってくる考え方、変えるやり方をお話しだっただと思います。そうしますと、やはり文化センターとか、役場というものは、これは町の顔でございますから、これからの企業誘致や観光客誘致にも大きな活力になるのではないかと、こんなふうに思っております。やはり平群の創生ということは、アイデアづくりの活性化であります。にぎわいのある町、地域をつくる町、この辺をこれからどうしていくのかを、町長にお尋ねしたいと思います。

次に、さきの9月議会で提案いたしました駅前出張所については、今回の駅前開発、文化センターの開発、この辺について考えますと、ちょっと後回しでもいいんじゃないかなど。それよりも先に文化センターをつくっていただきたい。そうすれば、その機能は十分果たせるのではないかと考えております。

また、町長がさっき、私も申しましたが、役場の本庁舎の問題、これは絶対にやらなければならないと思います。というのは、私は知りません、この役場がいつできたかは。恐らく昭和30年代から40年代に、ここの役場本庁舎ができたんだと思います。もう既にいろんな意味で古くなってきておりますので、やはり役場問題については、先ほどの文化センターとの兼ね合いの中で、町長自身がお話しされたわけですから、どんなふうに関後考えておられるのか、この辺を御質問をさせていただきます。

○議 長

ちょっと簡略にお願いします。政策推進課参事。

○政策推進課参事

ただいま、高幣議員から3点にわたり質問をいただいております。

1点目は人口対策にかかる件でございます。人口減少対策については、平成25年策定の第5次総合計画においても、その人口減少対策を喫緊の課題と受けとめまして、5次総合計画の中で順次取り組んでいるところでございます。

それとあわせて、地方創生の関連の中でも、現在、策定中の地方創生の総合戦略において、国の基本目標を勘案しながら、平群町としても四つの基本目標を立てて、順次、そういった人口対策にも取り組んでいるところでございます。総合戦略の件については、来週の全員協議会のほうで、改めてお話しさせていただきたいと思っております。

それと、2点目、3点目は、文化センター構想に絡んで、役場庁舎の建設の件であったかと思っております。

役場庁舎についても、一番当初、本庁舎でございますけれども、昭和30年代に建てられたものと聞いております。その後、50年以上が経過して、中央公民館や人権交流センターと合わせて非常に古くなっているものでございます。

もちろん、今申しました役場とか、中央公民館や交流センター以外にも、平成の初期に建てられた建築物も多く、今後、順次、補修とか建てかえの必要が出てまいります。現時点で、これらの施設を全て満足できる施設の建設は非常に困難であることから、まずは中央公民館や人権交流センターのように、耐震改修ができていない施設から優先的に整備するというところで、進めていくものでございます。

役場本庁舎についても、町長が冒頭の挨拶で発言しましたとおり、将来的な展望として、一定の時間をかけて、駅前用地に集約していくことも念頭に置いて、全体計画を考えていく。公共施設等総合管理計画を策定しながら、その位置づけを行っていくものでございます。

以上でございます。

○議 長

高幣君。

○9 番

ありがとうございます。

ぜひとも、文化センターについては、私はお願いをしたいと思っております。

ところで、PFIというのが、以前にも一般質問等でお出たんですが、PFI方式でやられた、例えば、全国的な資料を調べてみると、どこでPFI方式でやられたのか、ちょっと申し上げます、ちょっと調べてみたんです。

そうしますと、神奈川県藤沢市、ここが海洋総合文化ゾーンというふうな

名前でおやりになってます。それから静岡市、ここでは清水駅東地区文化施設整備・維持管理・運営事業、これがPFI方式でおやりになつとります。近場っていうんですか、近場じゃないですか、愛知県大府市で、おおぶ文化交流の杜整備運営事業。それから、兵庫県西宮市で、甲子園九番町団地の文化センター構想。それから、山形県東根市で、これも東根市公益文化施設整備事業というふうに、やはりPFI方式でやられているところもあるというふうに聞いてるんです。一度、こういうところについてもお調べになって、何らかの形で役立つようなことにならないのかなど、こんなふうに思っておりますが、PFIについては、もう一度、お話をお聞きしたいと思います。

○議長

政策推進課参事。

○政策推進課参事

ただいま、文化センターの建設に関連しまして、PFI導入の件について質問いただきました。

PFIについてはもう御存じかと思えますけども、公共施設の建設、維持管理、運営等に民間資金を導入するという事で、これは一般的には地方自治体が直接実施する場合よりも、効率的で効果的なサービスを提供できるものというふうに言われております。

今回の文化センター建設にPFIが可能かどうかということの検討も事務レベルで一定はしておりますけども、文化センター構想に、このPFIの導入を全く否定するものではございませんけども、現状においては、このPFIですね、参入する企業がなかなか見つからないということと、特に、PFIとなりますと、基本計画の段階で、従来手法に比べて、かなりその計画期間に手間がかかるというようなことも聞いております。

また、ちょっと調べてみますと、PFI事業への参画の検討が必要となる事業費については、目安としては建設工事で、建設工事費ベースで20億円以上というようなことも書かれておりまして、今回、平群町のほうで考えております文化センターの建設費が16億程度、最大16億程度でございますので、この事業費ベースからしても、民間の参入が見込めるかどうかについては、まだまだ未確定な状況でございます。

以上でございます。

○議長

高幣君。

○9番

PFIがいいという意味ではないんです。そういうやり方がいいということ

を、これ言われてるわけですから、ぜひともやはり早く早く文化センター構想をやっていただきたいのと、きょう、朝、山田議員からもありました、いわゆる複合施設のっていうことになると、非常に問題が多いと思います。そういう意味では、これからもやはり複合施設をやる場合、一つ一つのその機能の価値をもう一回見直していただきながらやっていただきたいと、かように思っております。

いずれにしても、今度の全員協議会でのお話もこれから十分聞いていきたいと思しますので、引き続いて、この文化センター構想については、御質問させていただきます。

それから、ちょっと言い忘れましたけれども、やはり町民の皆様に御利用いただく文化センターですから、町民の皆さんのお声を聞ける場づくりも進めていただきたいと、かように思っておりますので、よろしく願いいたします。この件は、これで結構です。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員御質問の2項目めの太陽光発電設置工事に対して、一般家庭への補助金支給をについてお答えいたします。

議員がお述べのように、町内業者に限定することによる地域活性化やCO<sub>2</sub>削減となる環境問題への取り組みとして、補助金制度は有効な取り組みで、県内でも9市町村が既に取り組みされて、太陽光発電設置普及や、2市では商品券の交付とか、また、お述べの地域内業者に絞るとか、地域内に限定した取り組みは地域活性化として有効な手段と考えております。

しかし、補助の目的や視点、内容などが社会経済情勢に合致しておりまして、財政状況が厳しいという中で、あえてすべきかと検討する中で、町補助金制度の実施をすることは難しいと考えております。

なお、今後の温暖化対策の状況もございます。国が実施される施策の動向や、補助メニュー等の情報にも注視してまいりたいと考えておりますので、御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長

高幣君。

○9番

ありがとうございます。

無理なことはあんまり言いませんけれども、ただ、今の日本というよりも世界の情勢からいきますと、つい先日COP21のパリ協定が採択され、これが

らやはり世界的にこういう動きがもっともっと強くなると思います。いわゆる温室効果ガスとかの削減というのは、非常に大変なことになってまいりますので、国のいろんな施策がこれから打ち出されてくると思いますので、ぜひとも、国の施策に対して協力をし、そして、本町に役立つ、そういうものがあれば御利用いただき、これからも頑張っていたきたいと。そういう意味では、補助金体制というものについて、よく見ていただきたいと、かように思っております。

以上で、結構でございます。本日の質問は、これで終わりたいと思います。

○議長

高幣君の一般質問をこれで終わります。

説明員が入れかわりますので、しばらくお待ちください。

続きまして、発言番号11番、議席番号7番、山口君の質問を許可いたします。山口君。

○7番

最後になりますので、よろしく申し上げます。

通告は2点出しています。通告に基づいて、質問させていただきます。

まず1点目は、廃棄物の減量化と資源化率向上のために。

この数年、住民の皆さんの努力もあって、廃棄物の減量が進んできました。

この廃棄物減量の流れを、さらに進めることが求められます。

そのためには、まず現状について検証することが重要です。平群町の廃棄物の総量は、木箱と古紙、缶・瓶の集団回収分を除いて、平成20年度7,162トンでしたが、昨年26年度は5,173トンに、27.8%減っています。特に、家庭の可燃物については、20年度の5,008トンから、昨年度の3,190トンに36.3%の減少です。このことは大いに評価します。

しかし、家庭ごみの有料化前後の数字を見ると、手放しで喜べない状況です。この間の、家庭の可燃ごみは、有料化前の平成25年4月から9月までの半年が1,853トン。有料化後の10月から26年3月までの半年は、1,831トンとほぼ横ばい。そして、26年4月から9月までは1,661トン。10月からことし3月までは1,529トン。有料化後もこのように少しずつ減ってきましたが、今年度4月から9月は1,690トンと、昨年度の同時期を若干上回り、昨年度の後半、半年を10.5%も上回るという結果になっています。

このリバウンドともいうべき状況をどのように分析しているのか。家庭ごみの減量推進について、今後、どのような対策をとられるのか、町長の所見を伺います。

2点目は、ごみ問題を考える上で大事なことは、廃棄物の総量を減らすとともに、リサイクル率をいかに向上させるのかということです。

総量を減らす課題は、一般家庭より製造者側の努力や国の環境政策に左右されますが、リサイクルは自治体の行政施策と、住民の意識を大きく向上することでできます。家庭の可燃ごみの減量で、最も有効な施策は、生ごみと木くず、草類を堆肥化するなどを資源化することだと考えます。

このことは、隣の斑鳩町の実績からも明らかです。斑鳩町では、生ごみの堆肥化を平成21年度から取り組み、現在、約5割の家庭が参加しています。木くず、草類も平成22年度から一般家庭も対象に堆肥化を進め、平成20年度に32.5%だった資源化率が、昨年度は52.8%まで伸びています。

平群町の資源化率は、平成23年度の16.1%から、昨年26年度の26.2%に10ポイントふえましたが、これは廃プラなどをステーション回収したことによるものだと考えられます。これをさらに伸ばして、斑鳩町並にすれば、家庭の可燃ごみは大きく減らせます。生ごみと木くず、草類の堆肥化事業を早急に実施すべきと考えます。町長の所見を伺います。

廃棄物の3点目は、一般家庭の廃棄物減量は一定の効果を上げていますが、事業系の可燃については、平成20年度の1,143トンから、昨年度1,217トンに6.5%増加しています。事業系の廃棄物量は、店舗の数や規模などによって変動しますが、この分野の減量が急務となっています。増加した要因と、減量のためのこの間、どのような対策をとられたのか。また、今後どのような対策をとるのか、御説明ください。

大きい2点目は、奈良県市町村総合事務組合の運営の透明性の確保をということです。

平群町も構成団体となっている奈良県市町村総合事務組合の主要な業務、これは三つあります。

一つは、市町村職員の退職手当支給事務。昨年度の平群町の決算によれば、町の負担金は1億6,204万5,484円です。

二つ目は、県市町村会館管理運営業務です。昨年度の町の負担金は、郡町村議長会負担金120万2,000円と、郡町村会負担金160万3,000円の、この中から県町村議長会、県町村会を通じて、事務組合のほうに納められています。

三つ目の業務は、非常勤職員公務災害補償業務で、町の負担金は33万462円となっています。

まず、お聞きしたい1点目は、このうち退職手当支給事務について、県市町村総合事務組合が退職手当基金の有価証券による運用で、平成22年度10億

7, 900万円、23年度9億8,700万円、合計20億6,600万円の売却差損を出した、こういうことが新聞で報じられました。このことについては、9月議会の決算審査のときも質問しましたが、もう少し具体的に質問させていただきます。

この売却差損は、平成21年度の組合の決算によれば、運用していた有価証券は仕組債と呼ばれる円貨建て外国債によるもの。銘柄は、フィンランド地方金融公社パワーリバーズ債券、ノルウェー地方金融公社パワーリバーズ債券、NIBキャピタル銀行イールドカーブ連動債券、スコットランドロイヤル銀行クオント型インバースフローター債などです。よくわかんない名前がいっぱい出てきますが、額面総額は68億円。取引証券会社は、みずほ証券25億円。三菱UFJメリルリンチ証券23億円。大和証券20億円となっています。組合は退職手当金の不足を補うために、保有している仕組債を売却し、その結果、20億6,600万円の売却差損が発生したというものです。仕組債によるそれまでの運用益を全部充ててもまだ数億円と、かなりの額の差損になったと言われています。

奈良県市町村職員退職手当組合資金運用並びに運用基準、この中の基金の管理並びに運用の項には、次のように書かれています。基金の運用対象、金額及び期間は、財政状況を勘案し、事務局長、収入役職務執行者及び運用担当者の3者で協議し、その都度、決定する。このように書かれています。3者の一人の事務局長は、歴代県庁のOBの天下りポストとなっているとのこと。六十数億円にも上る巨額の資金を職員3人で、ハイリスク・ハイリターンの仕組債で運用していたということです。この問題に対する認識と対処について、町長の所見を伺います。

また、この売却差損と時期を同じくする平成24年度から、退職手当組合負担金が引き上げられ、平群町の負担は、引き上げ前の平成23年度6,628万4,280円が、翌年の24年度には1億1,262万7,000円に。そして、その次の25年度には1億5,984万8,972円に、実に2年間で9,356万4,692円、2.4倍に跳ね上がりました。これは一般職、特別職とも、負担率が引き上げられたことによるものですが、24年3月議会の予算審議で、町はその理由を団塊世代が退職する時期によるものと説明していました。売却差損については一切説明、報告がありませんでしたが、この時点で、町は売却差損のことを知らなかったのか、知っていたのか。そのことを、まずお尋ねいたします。

2点目に、市町村会館管理運営業務についてです。組合の平成25年度決算によれば、会館の管理運営部門も16億2,590万8,000円の基金を保

有し、うち5億2,000万円を有価証券で運用しています。その証券の中にも、仕組債が二つあります。NIBキャピタル銀行イールドカーブ連動債券、これが額面1億円。フィンランド地方金融公社パワーリバース債券、これも額面1億円。決算書によれば、この二つとも額面割れしていて、時価評価額はNIBキャピタル銀行イールドカーブ連動債券が7,719万円、フィンランド地方金融公社パワーリバース債券が9,076万円となっています。

会館の管理業務については、契約方法についての問題も報道されました。会館が平成9年に新築されて以降、19年間、設備管理や清掃などの管理運営と、建物の補修が随意契約で同一業者に発注され、その支払総額は約6億6,800万円に上るといえるものです。

県市町村総合事務組合は、地方自治法に基づく特別地方公共団体一部事務組合です。地方自治法が認める地方公共団体の随意契約は、少額の契約や緊急性を要するものなどに限定されています。今回の問題は、この法律を逸脱するものです。さらに、組合は契約方法についての要綱すら作成していません。この点についても、認識と対処について、町長の所見を伺います。

最後に三つ目は、これらの問題が起きる背景に、広域行政の事業に対するチェックの甘さがあるのではないかと考えます。そのほとんどが、首長と議長で構成される組合議会のチェック強化が必要と考えます。そのために、市町村総合事務組合だけでなく、平群町が加入する全ての広域組織について、その予算書、決算書、議会の会議録を平群町議会に提出するようにすべきと考えますが、この点についても町長の見解を伺います。

以上、大きく2点について、当局の明確な答弁をよろしくお願いいたします。

○議長

住民生活課長。

○住民生活課長

それでは、議員御質問の1項目目の廃棄物の減量と資源化向上のためについての御質問にお答えいたします。

まず1点目の御質問の、リバウンドの分析と今後の対策についてであります。分析といたしましては、これまでの排出量の状況から、議員もお述べになったように、年間で、前期より後期のほうがごみ量は減少する傾向にあります。ことしの前期同時期での比較では1.7%の微増で、比較の仕方で数値は変わりますが、いずれにいたしましても、有料化による減量効果は一定は継続されていると考えております。

ただ、やっぱり若干ふえてるということで、リバウンドの原因はどこにあるのかということで見ますと、現状として、リバウンド量が微増ということで、

顕著な原因というのがなかなか見つからず、原因究明に苦慮しております。ただ、日々、収集等をしております清掃員等からも情報聴取しますと、あくまでも推測になってしまうんですけども、引っ越し等がふえて、その分のごみがふえている。それから、家財の管理業務っていうんですか、管理されるための作業が結構ふえておられるみたいで、そういうようなごみをよく持ち込まれてると。それから、有料化の当初と比較して、有価物がごみの中にやっぱり混入されているのが見受けられる等でないかというふうに考えております。

しかし、増量傾向であることは事実であり、さらなる施策の必要性はあるものと考えていることから、リバウンド対策に向け、ごみ減量フェスタの継続実施、町広報紙等において、家庭でできるごみ減量、ごみの出し方Q&Aにおいて、資源化の促進やリサイクル館の利用案内等を掲載し、減量に向け、住民の皆様への働きかけや、地域におきましては、エコリーダー活動の推進を実施していきたいというふうに思っております。今後も、さらなる努力をしていきたいというふうに考えております。

次に2点目の、ごみ総量を減らし、資源化率の向上のため、生ごみと木くず、草類の肥料化を早期に実施すべきについてであります。ごみ総量を減らす取り組みとして、不要なものは買わないことや、有価物の集団回収、生ごみ処理機等による取り組みが重要であると考えております。近隣で取り組まれている生ごみ、草類による肥料化手法から見ると、平群町においては収集体制をどうするのかや、積みかえ場所等の確保など、現状では時間を要する課題や、難しい課題が想定され、早期実施は困難と考えております。今後も引き続き、先進地を調査研究する中で、課題解決策を模索してまいりたいと考えています。

なお、現在、実施しております草木の肥料化は、引き続き実施していきたいというふうに考えております。

次に、3点目の事業系ごみの減量対策についてであります。事業者には、さまざまな業種、規模があり、減量化においても一様な取り組みでは十分な効果が得られない恐れもあることから、各業者の状況も踏まえたきめ細やかな対応により、ごみの減量化を図っていく必要があると考えております。

議員がお述べの増加の要因でありますけども、これにつきましては、事業者への個別の問い合わせ等がまだできておりません。あくまでも推測にすぎませんが、この間のバイパスの商業施設のにぎわい等も、一つの一因じゃないかというふうに考えております。

現在も各事業所におきましては、減量に努力していただいているというふうには存じますが、この間の対策としては、対処からの啓発を行うに終わっております。今後ですね、各事業所に対して、具体的な減量化の取り組み状況等の

確認までできていないため、今後、町内業者へ足を運び、面談を行い、町のごみ排出、処理の現状や、計画も説明しながら、業務におけるごみ発生状況の聞き取り調査を実施し、対応策を模索し、発生抑制や減量化について努力していただける取り組みを進めていくよう考えております。

以上、答弁とさせていただきます。

○議 長

山口君。

○7 番

順次、再質問しますけども、まずリバウンドね。今、課長、年度の前半より後半のほうがごみが減るということで、もちろん26年度だけ見れば、26年度の前半は1,661トンで、後半が1,529トンですから、大分違いますが、25年度は前半が1,853トンで、後半が1,831トン。これ、25年10月から有料化したときですよ。前半と後半と一緒じゃないですか。本当だったら、有料化したら減らなあかんのでしょうか。今の答弁、全然そんな分析になってない。たまたま、普通になった場合はそうでしょうけども、じゃあ、25年度の家ごみ有料化をした、ちょうど半年の10月1日から有料化してですよ、ごみがほとんど一緒って。本来なら、有料化前にどっと、無料のときにごみを出して、有料化したらすぐばっと減るわけやから、もっと差がつかないとだめなのに、ほとんど一緒じゃないですか。たまたま昨年度は130トンほど差がありますから、今の課長の、そこだけ見て言ってるんでしょう。そんな1年間だけ見て言ったってあかんでしょうが。

だから、もっとちゃんと分析してください。ごみの中身についても分析していただきたいというふうに、有価物がようけ入ってきたとか、引っ越しとか、件数わかるんですか、じゃあ、そう言うんだったら。引っ越しが、昨年の後半は何件で、今年度の前半は何件、それ次、答えてください。そういうもの全部数字出して答えないと、全然説得力ないじゃないですか。有料化したらもう全部いいということですか。ねえ町長、そういうことですか。まず、それが一つ、もう一回答えてくださいね。

それから、生ごみ堆肥化。これは、別にきょう初めて言う話じゃない。もう2年も3年も前から、その話してる。さっきも、1問目でも言いましたけども、斑鳩町はもう21年からやってるんですよ。もう五、六年前からやってるわけじゃないですか。

ほんで、これまでの答弁と変わってるでしょう。前回質問したとき、ヤードがないという話じゃなかったんですか。今度は、まだこれから検討するって。

また、木くず、草類については、三郷町の実例も含めて、これは何年前でし

たかね。二、三年前にも、私は一般質問で取り上げました。そのときも、研究するって言って、そのままじゃないですか。ほんで、いまだに伊勢市へ高い高いお金を払って、町から出てくる草類や、要するに木の枝については、高い金を払って伊勢市で処理してるんでしょう。それこそ、無駄じゃないですか。最初、初期投資はちょっと要るかもわからないけれども、三郷町がやってるようなやり方をすれば、お金はほとんどかからないっていうのは、三郷町のほうでやってることで実証済みでしょう。

だから、もっと細かく緻密に調べて、いつまでにしますって、ここは答えてもらわないと、何回やったって同じ答弁っていうのはどういうことですか。それはもうやる気ないならやる気ないって、はっきり言ってください。町長。同じ答弁ばかりですよ。

それからですね、この三つ目の事業系については、今の答弁なんて、何もやってないっていう答弁ですよ。要するに、調査もしてないわけでしょう。事業者の規模がいろいろあって、業種も違うのどという話で、個別の問い合わせはできてない。そんなんでは減るわけないでしょう。業者数がふえてるか、減ってるかもわかんないんでしょう、要するに。そこまでいったら、もっと極限言えばですよ、平群町内の業者だけのごみしか、平群町の清掃センターに入らないですか。よそから来てる可能性だってあるわけでしょう。そんなんだから、調査できてないわけでしょう。

事例に出した斑鳩町のこういうの出てます。事業系一般廃棄物搬入の手引きっていうのを、これ事業者向けに斑鳩町が出してる、保存版って書いてます。ほんで、ここではね、こういうふうにしてくださいっていうのを、もう業者さんに足を運んで、一軒ずつ回って、話をして言ってるわけですね。その結果、事業系のごみは大きく減ってるわけです。

それしないと、今、今度の12月議会で、平群町を除く、もともと天理市が声かけた、近隣でいえば三郷町、安堵町、それに上牧も入るらしいし、高田も入るといふことで、三郷町はもう既に先週終わった議会で、議決したらしいですけれども、10年先にできる天理のクリーンセンターに入るといふ話でしょう。平群町はそれ入らずに、ごみをどんどんどんどん減らして、燃やすごみをどんどんどんどん減らしてって言ってるわけだから、家庭ごみはもちろんですけれども、事業系についても、しっかり目配りせなあかんわけでしょう。

ここで言いたいのは、斑鳩町のやり方をもっとしっかり参考にさせていただきたいということと、そういうふうの有料化するまでは、一生懸命ね、住民説明会をいっぱいやったり、いろいろやったけども、終わってからはもう定期的なものしかやってないでしょう。きちっとして、もっとごみを減らすためにどう

するんだという町の独自の姿勢が全然見れないじゃないですか。ただ単に、イベント的にやってるだけというふうにしかならないんですよ。そこについても、やっぱり本気でやる気があるのかっていうふうに見えてくるわけです。本気でやる気があるんやったら、もっと具体的な答弁ができないとだめなんです。具体的な中身で答弁できないとだめなんです。ただ何ぼいつまでに幾ら減量します言うたって、そんなんじゃだめなんですよ。

大事なものは、ごみ総量減らすっていうのはなかなか難しいっていうのは、まあまあそれはそうでしょう。リサイクルに出した分も含めて廃棄物ですから。ただ、資源化率を上げれば、燃やすごみはどっと減るわけです。それが環境に優しいわけじゃないですか。そこを考えるならば、事業系も含めてしっかり取り組んでいただきたい。

それからもう一つ、ついでに言っときますけど、事業系のごみでは、平群町と斑鳩町では、受ける金額が全然違うんですよ。斑鳩町は、指定袋制とってます。これは、だから家庭ごみよりずっと高い値段の設定です。一番大きい特大っていうのが、85リットルから90リットルで280円。平群町はキロ10円で取ってるでしょう、全然変わってませんよね。僕が議員になってすぐに3円から10円に上げて、そのときも、よそからごみ持ってきてるんじゃないかという、いや、はっきりしたあれはないですけど、持ってこられてるんじゃないかという話なんか出てたと思う。10円に上げて、そのとき斑鳩も10円やったと思うんですよ。いや、僕は高ければええと言ってるんじゃないくて、そういう緻密にやらないと、ごみ減らせませんよと言ってるんです。

この事業系についてはさっきの答弁ではもう全く、これから聞き取り調査するって、そんな段階じゃないでしょう。そこも含めて、もう一回答弁してください。

○議 長

住民生活課長。

○住民生活課長

ちょっとたくさん質問いただきましたんであれですけども、もしも抜けておりましたらまたお願いします。

まず、最初の部分のごみの現状の比較ということで、あくまでも今までの大きな流れの傾向っていうんですか、での比較をさせていただいたということで、ただまあ、ここでも先ほども言いましたように、当然、ふえているということには変わりがないというふうには思っておりますんで、対策は必要であるというふうに、それは認識しております。

それから、ごみ量のふえた原因の引越しごみとか、それから家財用の管理

のところ、これにつきましては、こういうふうな形でそれぞれ持ってこられてる件数、総件数っていうのはあるんですけども、それぞれの分類での用途の件数というのは、把握しておりませんので、その辺のところ、ちょっと今報告できないということで、よろしくお願ひしたいというふうに思います。

それから、前にヤードがないということでできないということによっておったということ。先ほどの答弁の中にも申してましたように、やっぱり場所的な問題っていうんですか、やっぱり当然、その辺もあるということをお願いした。積みかえ場所等の確保とかいうことも含まれてまして、やっぱり当然、場内に一定の場所が、やっぱり必要というふうに考えておりますので、その辺のところは、非常にやっぱり課題かなというふうに思っております。

それから、いろんなことを実際いつにするんだと、いつまで研究してるんだということなんですけど、これにつきましては、やっぱりそれぞれの市町村でやり方、それから平群町の現状というのものもあるというふうに思います。当然、その辺のところは、やっぱり研究、検討に時間を要する必要があるのかなというふうに思っておりますので、ちょっと遅いということによって怒られるかもしれませんが、もう少し時間をいただきたいというふうに思います。

それから、事業所のほうにつきましては、なかなか調査ができていないじゃないかということがございます。これは、正にやっぱり個々の状況っていうのはもっと把握していく必要があるということで、今さら遅いと言われるかもしれませんが、やっぱりまずできていないことをしていくというのが重要かなというふうに思っております。

先ほど言いましたように、やっぱりそれぞれの事業所に応じた対応の仕方っていうのがされてると思っておりますので、その中から、平群町としてどういうことが取り組まれるのか。事業所として、どういうことが取り組んでいただけるのかということをお願いして、対策を講じていく必要があるというふうに思っております。

それから、あくまでも、町の姿勢といたしまして、ごみの総量を減らすということの一つ一義としておりますけども、当然、やっぱり資源化していく必要はあるというふうに、そちらのリサイクル率の向上というのもの、やっぱり目指していく必要があるというふうに考えておりますので、決してやらないというふうに思ってるわけではございませんので、その辺のところは御理解いただきたいというふうに思います。

それから、事業系ごみの料金の問題も出ておりました。こういうようなことは、今ずっと述べておりましたことをやっていく中で、そのことも含めまして、また一つの検討課題じゃないかというふうに思っておりますので、よろしくお

願ひ申し上げます。

○議 長

山口君。

○7 番

もう全体合わせて言いますけどね、結局、きちっとした計画をつくるべきなんですよ。ヤードの問題でいえば、別に何も清掃センターの中につくらなあかんというわけじゃないんですよ。生ごみの処理にしたって。別に最後の生ごみの堆肥化についてですね、木くずとか草類については全てが堆肥化できるかどうかわかりませんが、生ごみをきちんと分別さえして出してもらえれば、そんなに私はヤードは広く要らない。

それから、木くずについては、三郷町やってますけど、そんなに広い場所とってませんよ。平群町だって、私はそなん今の清掃センターのところで、できないはずはないと思うし。だから、具体的に計画を立てて、この部分はこういうふうにして、こんだけにするんだと。そんなにお金のかかる話じゃないんですよ、こっちは。

逆に、燃やすごみが減れば、炉の傷みも変わってきますし、すぐ金額では換算できませんけれども、その辺についても、町にとっても非常に大きなメリットがある。

それと、住民の皆さん自身が、やっぱりできるだけごみを出さないようにしようという意識はね、今、これだけ地球の環境問題とか、いろんなことが高まっている中では起こってるわけですから、やっぱりそこを大事に、ただ、その場合でも、やっぱり行政が知恵も使って、体も使って緻密にやらないと成功しないということなんで。

ちょっとね、きょう言っただけですぐ答え出ないでしょうけども、また質問しますから、ちょっとそれまでにきちっと計画つくってくださいよ。町長、どうですか。

○議 長

町長。

○町 長

ごみの問題につきましては、ごみの減量に加えまして、資源化率、リサイクル率を上げていくということは、非常に重要な視点であるというふうなことは認識しておるところでございます。そういった意味で、町民の皆さんへのお知らせの中でも、ごみの総量の減量プラス、リサイクル率についても、公表させていただいているところでございます。

今後におきましては、多少、ヤードの問題とか、収集体制の問題もございま

すけども、これまで取り組んでおりますごみの分別強化、あるいは有価物の集団回収、生ごみ処理機の普及などに合わせてまして、議員御指摘のように、生ごみの堆肥化の実施に向けまして、検討をしてみたいというふうに考えております。今しばらく、お時間をいただきますように、よろしくお願い申し上げます。

○議長

山口君。

○7番

検討ということなんですけれども、私はしっかりとつくっていただいて、減量審議会のほうでも諮っていただくというふうにして、早い、そんなに時間をかけずに、議会のほうにも、方向性を報告していただきたいというふうに思います。

特に、生ごみの減量についてはね、機械だけでそんなに、結構金もかかりますし、それよりも、やっぱり斑鳩のやり方っていうのはそんなに、それぞれがそういうふうになれば、大変なこともないわけです。行政のほうは仕事がちょっとはふえますけれども。その辺、研究してもらえばね、そんなに難しい話じゃないんで、ちょっとやっぱりそのことを大事にして、減らしていただきたいと。

それと、事業者については、今から聞き取りじゃなくて、平群町の方針をきっちり示して、ほんで、事業者の皆さんには協力を願うと。そのために、斑鳩町がつくってるような、マニュアルみたいなものもつくってやるということが大事だと思いますんで、もちろん隣町ですから、こういうのをつくってはるのは知ってると思うんで、そのことも参考にしながらやっていただきたいというふうに思います。

これについては次、また次回に同じような質問というか、をさせていただきますので、それまでにぜひ、もうちょっと具体的な計画になるような、こういうふうにするという町の具体的な計画、私が言った提案も含めてですね、取り入れていただいて、つくっていただきたいということをお願いして、1問目はこれで結構です。

○議長

2点目。総務防災課長。

○総務防災課長

それでは、2点目の奈良県市町村総合事務組合の運営の透明性の確保ということで、その小さい1点目の、県市町村総合事務組合が退職手当基金の有価証券による運用の売却損益についてお答えいたします。

退職手当組合は、県内20市町村、17一部組合で構成されております。昭和48年に基金を設置し、その後、基金の運用を図り、剰余金と運用収益を合わせて最高になった平成13年度末で、約160億円を保有されておりました。

他府県の退職手当組合では、団塊の世代の大量退職が近い将来予想される中、平成14年度ごろから、負担金の引き上げに踏み切っていたようであります。本県の市町村においてはですね、状況が同様のものであるものの、本県の退職手当組合では、さきの基金を有していたことから、当時、市町村の財政状況が全国的にワースト上位を占めていることを考慮し、市町村の負担増となる負担金率の引き上げを行わず、基金の取り崩しで当面对応していくこととして、全国的にはおおむね1,000分の200程度の負担金率であったところ、本県の退職手当組合の負担金率は1,000分の90ということで、据え置かれていたというのが現状であります。

この措置は、平成23年度までに続き、その際、換金しやすい債券から、順次換金し、最後に満期前の債券についても、1年でも半年でも市町村の負担増を遅らせるために、売却とすることとし、結果として、簿価を下回る約20億の売却損益が生じたものであります。その後、平成24年度まで、全ての仕組債を売却をし、平成24年度から負担金率の引き上げを行いました。売却差損については、今までの資金の運用してきた基金全体の収益でカバーできる範疇というように伺っております。負担金率引き上げを遅らせたことを考えると、いたし方ないことと考えておるところでございます。

また、この運用にかかわる職員についてですが、これは地方自治法171条の規定では、基金の出納及び保管は、収入役職務執行者、会計管理者の権限とされています。退職手当組合では、奈良県市町村職員退職手当組合の資金運用並びに運用基準を設け、事務局長、収入役職務執行者が職務として誠実に基金の出納及び保管を行っているものと考えます。

次に、平成24年3月の予算審議で、平成24年度より退職手当組合の負担金率の引き上げを行う理由については、町は団塊の世代が退職する時期によるものとの理由しかなかったことについては、基金運用状況について説明を聞いていたものの、このことが負担金率を引き上げる原因ではないとの考えからであります。

2点目の市町村会館運営管理業務についてお答えさせていただきます。

市町村会館には多くの入居団体があり、また、市町村職員の研修も行われており、来館者や入居者に支障を生じさせないために、会館を熟知した業者に随意契約で管理業務を委託してきたと伺っております。また、改修工事についても、来館者への支障を避け、できる限り、入居団体との事務に影響を及ぼさな

いようにとの配慮から、会館の建設工事を担当した業者に施工させたものと伺っております。

しかしながら、来館者や入居団体への配慮は必要であるものの、工事契約については競争性を確保することが基本であり、町村会からも事務局に是正を指摘されたところでもあります。総合事務組合は、これは39市町村、17一部組合が行っている組合でございますが、今般、入札を中心とした契約を行うため、契約請負について、外部委員も含め、審査会を設置すべき、関係諸規定の整備と合わせて、鋭意取り組んでいると承知してるところであります。

3点目の平群町が加入する広域組合、予算書、決算書についてであります。議会から要請があれば、各団体の確認も必要であります。提出できる範囲で提出させていただきたいというふうに考えておりますので、御理解いただきますよう、よろしくお願いいたします。

以上です。

○議 長

山口君。

○7 番

全然、でたらめじゃないですか。20億も穴あいて、その引き上げに関係ないって、そんな話ないでしょう。全体で64億もうかかってるって盛んに強調するんだけど、仕組債では5億ほど損してるんですよ、4億何ぼ、資料もらってるでしょう。

それと、一番腹立つのは、平成24年度の3月議会で、金額が一気に上がるということで、平群町で言えばですよ、幾らか、さっきもちょっと言いましたけども6,000万台から、今年度1億6,000万超えてるんですよ。2年で1億上がって、この3年で3億以上の金が、平群町の財政大変やいう中から出ていってるわけじゃないですか。それを決めるのに、町の説明は団塊の世代がたくさん退職するからと、その一言ですよ。おかしいでしょう。20億円の穴があいてるんですよ。そのときは、160億円あったのが、どんどん減ってきてということで、ほとんど基金が枯渇してそうなったということやけど、20億いうたら、何人分の退職金ですか。

仕組債ってさっき言った名前、だれか知ってこれまで聞いたことありますか。そんなことに、退職のほうは39市町村全部入ってませんから、組合がいっぱい入ってますから、ちょっと数はわかりませんが、大体5,000人から6,000人ですよ、対象職員は。そこへ平群町は毎年、23年度までは大体5,000万から6,000万の金が、9%でしたから入ってる。これには、町長や副町長や、昔でいうたら収入役、教育長、この人たちの、今、教育長も特別

職ですけど、特別職の退職金も全部入っておるんですよ。それをバーンと上げたんですよ。おかしいなと思ったけど、私もあのとき何回か質問しました。そしたら、その答弁は、もう仕方がないんだと。団塊の世代がふえて、基金がない。こんな20億も穴あけたなんて一言も言ってない。

これはね、奈良県の退手組合に入ってる20ぐらいの市町村全部一緒です。議会で、どこもその説明してない。ほんで議会の議事録にも載ってこない。何で載ってこないかわかりますか。町長、何で載ってこないかわかりますか。議会前に、全員協議会を開いてるんですよ。そこで、その話を全部して、そこに集まった議員の了解を全部とって、ほんで、本会議ではその話は一切せずに、その議案だけを通してのわけですよ。だから、議事録にも載ってこない、中身については。

だから、ただね、その前の年、24年3月の予算で上げる前の23年11月4日に、こういう報告書が出てるわけですよ。これが各市町村に行ってる。平群町はそのとき、町長も議長も議員ではないから、当然、議会には出てないと思いますよ。でも、当然、説明受けてるでしょう、そのだけ金額ふえるんだから。予算編成するんだって、11月に出ますから。だって、あれ23年から24年に上げるのに、4,000万も5,000万も上がったわけでしょう。その次の年も5,000万ほど上がったわけじゃないですか。ほしたら、初日に非常勤の各種委員さんの給料を下げるのに、全部で、これまでって、去年1年間でいったら二百数十万、こんな金を下げるのに、きゅうきゅう言ってるのに、4,000万、5,000万上げるのに平気でぼんぼんと、議会にはちゃんと説明せずに上げたんじゃないですか。その反省はないんですか。

先週、三郷町でもありました。うちの久保議員が質問しました。三郷町は、きちんと反省してました。そのことを触れなかったのは申しわけなかったと。今、経堂課長、引き上げる原因ではない。20億も穴あいてて、原因でないんですか。160億のうちの20億にしたって、8分の1ですよ。もう当時、枯渇して、30億ぐらいまでしかなかったんじゃないんですか。そんな答弁ありますか。まず、反省すべきでしょう。議会に黙って5,000万、5,000万って上がる予算を、極端な話、黙って通したんじゃないですか、そこを説明せずに。そのときはそう思ったって、今となって考えてみなさいよ。裁判もあって、住民のほうは負けました、住民訴訟は。負けましたけども、それは瑕疵がないんじゃないかって、そこに瑕疵がない、要するに、行政として瑕疵がなかっただけでね。

それと、当時の、要するに責任者は各市長とか町長でしょう。この問題が発覚したときは、小城町長でした。25年度は東川さん、要するに御所市長とか

なってますけども。だから、そのところでは、今みたいな答弁、私は平気でできるっていうのが理解できない。当然、当時の担当課長は、経堂課長じゃなかったから、そら、当時は税務課長だったから知ってたのか、知らないのか知りませんが。その点ではどうなんですか。町長に聞くより、副長、県から来てはんのやから、そなんわかるでしょう。行ってはんのは、私もよう知ってますよ。高羽一夫さんですよ。僕が県議会の事務局にいたときには、もう既に課長でいてはりましたから。赤旗の集金に何回も行ってますわ、毎月。県からあそこ天下ってるんですよ、ほとんど県が指導してるんですよ。

要するにね、議会では、さっき言ったように全協で議事録に出ないようにし、要するに、覆い隠したんですよ。ただ、こういう文書を市町村に知らせないわけにはいかないから、出てきた。あそこ、情報公開条例もないんですよ。問題になったでしょう、それも新聞で。

そんなとこにね、今の答弁、もう一回、答弁し直しですよ、そんなもん。住民に、まず謝らなあかんでしょう。3年間でね、僕ちょっと調べましたよ。3年間ですごい金額ですよ。町の負担は、4年間か、24年から27年、今年度は予算ですけども、3億3,192万円。もちろんね、その20億穴あかなかって、上げざるを得ん状況にあったのはわかります。でも、その20億によって、上げ方がやっぱり激しかったわけでしょう。ほんで、1回目の値上げでは足らんかった。24年度の値上げでは足らんかった。25年の値上げで、今度は10億余った。去年も9億近く余った。今、基金が26年度の末で、三十数億になってるんですよ。35億2,800万になってるんですね。

だから、そんなことも全部調べて、意見言わなあかんでしょう。平群町も金払ってるんだから。住民の税金払ってるんだから、「5,000万上げます。」って、「はい、そうですか。」って、ぱっといくんですか。おかしいと思ったでしょう、当然。一番財政大変なときだったわけですから。もう22年に黒字になったから大丈夫や思って、はいはいっていうことですか、違うでしょう。町長、どうなんですか。副長でもええですよ、どっちでも答えてくださいよ。課長の答えるような中身じゃないですよ、これは。

当時、議長、議長も町長もさっき言いましたように、議会のあれではないですから、当然、議長は関係ないですわ。だから、町長ですよ。郡の議長会に報告あったんかどうかわかりませんが。ちょっとその辺もう一回ちゃんと、今の課長の答弁で、町長は是としてるんですか。

○議長  
町長。

○町長

仕組債の売却損益で20億6,000万余りの欠損を出したということでございますが、町村会のほうからの御説明では、160億円の基金の運用によりまして、67億円の運用益を得ていると。その中で、この欠損は処理できているというふうに聞いております。

それで、24年度から負担金が上がりましたのは、これまで、本来ならもう少し早く負担金を上げてですね、応分の負担をしておくべきところを、基金の取り崩しで負担金を上げなかったということが、非常に大きな原因かなというふうに思っております。いよいよ基金も枯渇状態になってきて、24年度から上げることになったと。私も、今、山口議員がおっしゃった仕組債の損益につきましては、平成23年の末ごろの町村会でお聞きしておりましたけども、67億円の運用益によりまして、問題ないというふうに説明を受けて、私もそれで納得しておりました。

負担金が上がったのは、基金を取り崩して今までやってきて、基金が底をついたので、値上げせざるを得ないということで、私自身は理解しておるところでございます。

じゃあ、この中身を何で言わなかったかということにつきましては、それは、全部詳しく御説明すればよかったんですが、その点が抜けておったことにつきましては、反省したいというふうに思っております。

○議長

山口君。

○7番

一方で六十何億もうかったって言いますけど、これは国債とね、預金、国債、信託、そういうもんですよ。それに、基金161億円のうち、仕組債に61億円。その他、さっき言ったような、要するに安全なというか、国の国債ですからね。そういうものに66億円。それは、長年かかって六十何億円ですよ。

それで、仕組債のほうは、最初ちょっともうかっているんです、もうけてるんです。でも、20億損益出した。それまでもうかったのが15億ぐらいなんです。だから、5億円損してるんですよ。それも含めて、本来なら説明すべきでしょうって言うんです。5,000万も上がるのに。町長、今、反省してるって言ったけど、最初の答弁でそれが本来必要じゃないですか。

それと、はっきり言いますけども、退手組合のこの問題、値上げするときの24年3月議会、それぞれの議会全部そうだと思いますが、これは、多分ね、どう考えたって、どこでも一言もこのことを言っていないというのは、全部口裏合わせたんですよ。そういうことなんです、これは。そこもやっぱり僕はね、町長としては反省してもらいたい。よそも全部口裏合わせてるんですよ。だか

ら、どっからも漏れなかったんです。後になってわかった。だから、いや、そういうことですよ。だって、どこもその説明してないんだもん。

三郷町はどう言ったかという、差損については、組合議会の全員協議会で説明であり、そこで了承を得た、このように聞いていると。負担増の予算議会でその内容、その内容っていうのは差損ですよ、含めて説明しなかったことは、今は反省してるっていう。いや、まあほんまに反省してるっていうような言い分で言ってはったし、それで、当時の資料を三郷町は相当取り寄せてました。

平群町もこの間、私、質問出したのもう1週間前ですから、当然、組合のほうから資料を全部取り寄せてますか。取り寄せてるんだったら、それは全員議員に配ってください。組合の内容。だって、関係ないことないですよ。平群町はそこに金相当、さっきも最初に言いましたように、退手組合だけで1億6,000万。事務経費とかそんなんも全部入れれば、2億以上払ってるわけじゃないですか。2億になるのかどうか、今ちょっと計算してませんが、相当な金を払ってるわけです。

当然、税金がいつてるわけだから、平群町議会でもチェックすべきだということで、一番最後の、この項目の一番最後ですね、何て言ったっけ、「提出できる範囲で」、どういうことですか。それはもう提出するのが当たり前でしょう、本来。いや、これだけ違いますよ、ここの事務組合、これ私最初の質問で言った事務組合だけじゃなくって、当然、郡の町村会も、県の町村会も、平群町が入ってるそういうもんは、全て本来なら議会でチェックすべきもんだというふうに私は思ってる。

もちろん議会あるから、そこでやってもらうっていうのは、一番筋なんですけども、一番その大もとになるここでね、この大もとになるところでですね、奈良県市町村総合事務組合、これは全39市町村入ってるわけです。そこで、こういう不透明な運営が行われてるっていうことがわかった以上、きちんとその辺は出すようにしてもらおう。平群町も、当然それ要望すべきじゃないですか。議長のほうには、郡の議長会を通じてですね、要望はしてもらいますけども、平群町としても、平群町の場合、郡の町村会じゃなくて、直接向こうへ言えばいいんであってね。

それは、そういうふうにしてください。これは、あっちこちの議会で、私も日本共産党の議員が、全部要望してるかどうかわかりませんが、この問題は取り上げてます。ここははっきりさせないと、これから広域どんどんふえるんですから。国保も30年からって言ってますし、既に後期高齢者はなってますし、いろいろあるわけですからね。それが自動的にお金が出ていく。税金が

出ていく。そこで不透明に決まったものが、「はい、そうですか。」と、そのまま出されるというのは、やっぱりどう考えても、私は納得できない。住民にも、説明できないということで、その点もう一度、最後にきちんと、向こうが出しませんっていうんかどうかわかりませんが、町としては、そういう要求をすると。その点、どうですか、町長。

○議 長

町長。

○町 長

町村会に要望して、出していただきたいと思います。

○議 長

山口君。

○7 番

それで、結構です。

それで、あかんならあかん。これは、出さないと言うんだったら、その理由もつけて議会のほうに、議長のほうに提出していただきたいというふうに思いますので、よろしくお願いします。

これで、私の一般質問を終わります。

○議 長

それでは、山口君の一般質問をこれで終わります。

これをもって一般質問終結いたします。

以上で本日の日程は終了いたしました。これをもって散会いたします。

(ブー)

散 会 (午後 2時50分)